

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和6年1月30日 午後 1時28分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	久 松 公 生
副委員長	設 楽 健 夫
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博
委 員	服 部 栄 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

な し

出 席 説 明 者

教 育 長	井 坂 庄 衛
市 民 部 長	根 本 和 幸
保健福祉部長	幕 内 浩 之
教 育 部 長	坂 本 重 男
スポーツ振興課長	由 波 大 樹
学校教育課長	仲 澤 勤
地域コミュニティ課長	松 延 克 彦
国保年金課長	豊 崎 良 憲
健康増進課長	田 中 英 昭
子育て支援課長	関 克 明
社会福祉課長	山 口 浩 史
介護長寿課長	川原場 宗徳

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 宮 城 恭 子

議 事 日 程

令和6年1月30日（火曜日）午後 1時28分 開 会

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 第2常陸野公園の新たな利活用について
- (2) 下稲吉中学校区学校給食施設整備について
- (3) 市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備について
- (4) かすみがうら市男女共同参画計画の改定について
- (5) かすみがうら市空家等対策計画の改定について
- (6) コミュニティ施設の設置に伴う関係条例の整備について
- (7) 国民健康保険税率等の改正について
- (8) 国民健康保険保健事業総合計画の策定について
- (9) かすみがうら市自殺対策計画の改定について
- (10) 「ヤングケアラーに関するアンケート」結果について
- (11) かすみがうら市障害者計画の改定について
- (12) かすみがうら いきいき長寿プランの策定について
(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)
- (13) その他

3. 閉 会

開 会 午後 1時28分

○久松公生委員長

それでは、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会事務局、宮城係長を指名いたします。

本日、教育長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○教育長（井坂庄衛君）

皆さん、こんにちは。

本日は何かとお忙しい中、文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

下稲吉中学校屋内運動場の新築工事につきましては、昨年12月に設置されました調査特別委員会で調査をいただいているところでありますが、さきにお知らせしましたとおり、先週1月26日から学校での使用をさせていただいているところでございます。調査特別委員会が設置された経緯等を踏まえ、今後適正な事務執行に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日は第2常陸野公園の新たな利活用についてほか11件についてご審議いただくことをお願いしております。委員の皆様方には今後の本市行政遂行へのご助言も含めましてご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の日程は、会議次第のとおりであります。

あわせて、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

当委員会におきましては、時間短縮を図り、委員会を進めてまいりたいと思いますので、説明、質問に際しましては要点を整理し発言していただくようご協力をお願いいたします。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、（１）第２常陸野公園の新たな利活用についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

第２常陸野公園につきましては、令和４年度から（仮称）スポーツ公園として整備を検討してまいりましたが、これまでの検討状況等を踏まえ、スポーツ公園以外の用途としての活用を含めて、新たな民間活用を導入し、利活用を推進したいと考えております。

内容につきましては、スポーツ振興課、由波課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

それでは、お配りした資料に基づきましてご説明させていただきます。

第２常陸野公園の新たな利活用についてでございます。

当公園については、令和４年度当初より（仮称）スポーツ公園の整備検討を進めるため、アスレチック運営事業者による現地調査等を実施してまいりましたが、前向きな返事がいただけなかった経緯がございます。改めて今後の方向性について庁内協議を実施した結果、費用対効果の面などからスポーツ公園以外の用途としての活用も踏まえ、再検討することとなりました。

今般、新たな利活用を推進するため、茨城県が主催しますアウトドアフィールドマッチング事業に参加したところ、利活用に興味・関心がある民間事業者が存在することから、令和６年度より事業提案型一般公募（プロポーザル方式）を実施しまして、施設の効率的・効果的な管理運営及び有効活用を図ってまいりたいと考えてございます。

１番、施設の概要でございます。

所在地は、中佐谷671番地１ほか、開設年は昭和55年でございます。敷地面積は４万5209平方メートル、全面積が市有地でございます。建築物としてまして、平成11年建築のトイレと炊事場がございます。

２番、公園の現状でございます。

園内図をご覧いただきたいと思います。

東側にはターゲットバードゴルフ場が整備されているほか、芝生エリアではグラウンドゴルフによる利用やガールスカウト等の団体による野外活動の利用がございます。

また、公園西側には桜が植樹されていることから、開花時期には多くの方が訪れ、憩いの場となっております。

３番、（仮称）スポーツ公園の整備等に関するこれまでの経過でございます。

令和４年２月１日に庁議を開催してございます。公園用地の地権者２名から用地の買取りの申出があり、現状の施設利用の状況を踏まえ、借地の購入と今後の活用を（仮称）スポーツ公園として整備する方針を決定してございます。

同年３月にかすみがうら市公共施設等マネジメント計画第Ⅰ期実行計画を策定してございます。施設

別の再編と保全の計画の中でございますが、その中で公園としての位置づけは廃止する一方で、敷地の約半分が市有地であるため、今後の活用を検討し、必要に応じ借地の購入も検討と明記されてございます。

同年4月22日に公有財産価格等評価委員会を開催してございます。こちらで買取りの価格を決定してございます。地権者が2名おりまして、合計額としまして1596万8400円で価格を決定してございます。

同年5月11日に（仮称）スポーツ公園の整備等について民間事業者との現地調査ということで、栃木市に所在します株式会社フォレス・フィール、自然共生型フィールドアスレチック施設を栃木市とつくば市で運営している事業者へ現地調査を依頼し、実施いたしました。

同年6月2日には土地利用合理化調整会議を開催し、同公園の新たな活用、（仮称）スポーツ公園構想について協議を実施しております。

同年6月7日に株式会社フォレス・フィールが運営しますフォレストアドベンチャーおおひら、こちら栃木市にございますが、こちらにスポーツ振興課職員2名において現地調査及び第2常陸野公園への事業進出の可能性についてヒアリングを実施してございます。同事業者の現地調査を踏まえた事業者からの回答結果でございますけれども、第2常陸野公園のほかに観光名所などの人を呼び込むような施設が隣接するなど付加価値があることが望ましく、単に同公園にアスレチック施設を整備・運営しても集客が困難であると判断し、収益が見込めず断念したいと回答をいただいております。

その回答を踏まえまして、令和4年9月8日に庁内協議ということで、こちら市長協議を実施してございます。同公園の現状の報告と今後の方向性について協議を実施いたしました。結論といたしましては、費用対効果の面からも当該事業を進めていくことは困難と判断。現状による公園利用を継続し、スポーツ公園以外の用途としての活用も踏まえ、再検討との結論に至りました。

そのような結論を踏まえまして、続いて、4番でございます。スポーツ公園以外の民間活力を取り入れた利活用についてでございます。

令和5年9月28日に茨城県が主催します第2回いばらきアウトドアフィールドマッチングへ参加してございます。こちらは旧新治小学校と第2常陸野公園の利活用について、検査管財課財産統括室において施設概要のプレゼンテーションを実施し、併せまして第2常陸野公園の利活用に興味のある事業者と個別相談会を実施してございます。

個別相談会に参加しました主な事業者でございます。事業者名は公表できませんけれども、まず食品会社、続いて店舗マーケティング会社、キャンプ場運営会社、乗馬クラブ運営会社が同公園への利活用への意向が確認できてございます。その参加者からの主な意見でございますけれども、公募が開始されれば応募したい、積極的な利活用を希望、規模感もイメージどおり、また、市内学校と連携した体験教室等の食育教育、果樹観光と連携した事業なども計画したいというようなご意見をいただいております。

このような状況を踏まえまして、第2常陸野公園の利用につきましては、施設の有効活用と周辺地域活性化を図るため、新たな民間活力を導入し、利活用を推進してまいりたいと考えてございます。

続いて、3ページになります。

今後の主なスケジュール案でございます。

令和6年1月25日に部長会議及び教育委員会の1月定例会にこちらの内容を説明してございます。

本日、文教厚生委員会で説明。また、今後庁議、全員協議会等で説明をしまして、令和6年6月に公募を開始したいと考えてございます。

その後、8月にプロポーザル審査会を実施し、9月には優先交渉事業者の決定、契約内容の調整の後、

基本協定を締結したいと考えてございます。

その後、令和6年10月以降は、事業者による住民説明会、その後、賃貸借または売買契約を締結を経まして、令和7年の4月以降に各種許認可の手続や改修工事等を行いまして、施設利用を開始したいと考えてございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

いろいろあった中で一度計画が白紙に戻ってくるような状態だったと思うんですけども、担当課のご努力によって民間活力を取り入れていただいて、利活用というのは非常にいいことだと思います。よろしくをお願いします。

そういった中で、これからプロポーザルになっていくんでしょうけれども、イメージ的には、今この令和5年9月28日開催のマッチングのところで4社が参加されている中で、どこが来るかというのもあるんでしょうけれども、プロポーザルで。イメージ的にはどうですか。キャンプ場になるか、それとも乗馬クラブみたいな、何かそれが複合的になるのかというか、何となくイメージがあれば教えていただきたいんですが。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

こちらにも記載してありますけれども、この事業者の中でほぼほぼの意見が、キャンプ場として運営か、あとは事業の拡大ですね。そういったことをお話ししましたので、乗馬クラブはこの1社だけの話ですけども、全体的にはやっぱりキャンプ場の運営が一番多かったというのが実態でございます。

○櫻井繁行委員

コロナ禍も4年ちょっと続いて、キャンプもグランピングで、グラマラスキャンプを含めて、若者を含めて非常にはやりのところだと思うので、そういった施設がこの近くにあるというのは非常にいいことだと思うので、しっかり進めてほしいんですけども、その一方で、やっぱり住民説明会を丁寧に進めていただいて、あそこはグラウンドゴルフ、お年寄りの方が非常に活気あふれるスポーツとして使っていращやるので、その辺もしっかり説明をしていかなきゃいけないと思うんですが、どのようなお考えがあるかお聞かせください。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

今、櫻井委員のほうからお話がありましてとおり、今現状の公園としてグラウンドゴルフで利用されている方も多くいращやいます。また、そのほかターゲットバードゴルフ場も整備してありまして、ターゲットバードゴルフの団体の方も利用しております。ターゲットバードゴルフの利用者に関しましては、代表の方に既にお話をしておりまして、公園の利活用について、口頭ですけども、説明をさせていただいた結果、一定の理解を得ているという状況でございます。グラウンドゴルフにつきましては、まだ正式にお話しする場がございませんので、しておりませんけれども、近いうちにお話しして理解を得たいというふうに思っております。

○櫻井繁行委員

最後にしますけれども、ぜひ民間活力を活用するというのは非常にいいことだと思うので、賛成ですけども、それと一方、やはり市民の憩いの場というところもあったでしょうから、現状。代替でどこか違う場所を、例えば第1常陸野公園であるとか、ちょっとその辺を考えていただいて、スムーズに進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

今、櫻井委員のおっしゃるように、特にグラウンドゴルフなど、芝生のできる協議ですので、第1常陸野公園の活用ですとか、そういったものを進めながら、理解を得られるように団体の方へ交渉していきたいというふうに思っております。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○久松公生委員長

ほかに質問等はございませんか。

○設楽健夫委員

近くにドッグランか何かの施設があったと思いますけれども、そういうところとの協議はしているんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

今のところ、ドッグラン事業者のほうに説明はしておりませんが、ある程度公募が開始になった時期を見計らって説明をさせていただきたいというふうには考えています。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

それでは、次に、（２）番、下稲吉中学校区学校給食施設整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

下稲吉中学校区学校給食施設の整備につきましては、昨年令和5年2月の文教厚生委員会におきまして、センター方式から自校方式に整備方針を変更し、整備を進めることとして説明をさせていただき、本年度下稲吉小学校給食室の実施設設計業務を実施しているところでございますが、概算工事費が大幅に増加している状況がありまして、整備時期及び整備手法の検討を行う必要が生じているところでございます。

内容につきましては、学校教育課、仲澤課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、事件の2番でございます。下稲吉中学校区学校給食施設整備についてご説明をさせていただきます。

初めに、下稲吉中学校区の給食施設の現状でございますが、この給食施設3校とも建築後40年以上経過ということで、かなり老朽化が激しく、食中毒の発生等の懸念がされていると。早期の改善が必要とされているところでございます。

これまでの説明では、概算工事費が下稲吉小学校で3億7000万円、下稲吉東小学校で6億円、下稲吉中学校で7億5000万円、合計17億2000万円ということで、その整備スケジュールが令和5年度に下稲吉小学校の給食室の実施設設計を行いまして、令和6年から令和7年にかけてそれを施工する。また、次に整備します下稲吉中学校へは、完成しました下稲吉小学校から給食を配送しながら建て替え工事を進め

るということで、そのまた完成後に東小学校に同じように給食を配送しまして、建て替え工事を実施して、令和10年度に全体の完成を目指すという説明をさせてきたところでございますが、そしてまた、その財源につきましては、給食室の改築に国庫補助金等を活用しまして整備するというところでございましたが、資料の裏面、2ページにありますように、今年度発注いたしました下稲吉小学校の実施設計におきまして、概算工事費が当初計画額の1.6倍、5億8000万円という金額となりました。この設計の平米単価を今後整備します下稲吉東小学校、下稲吉中学校の計画面積に乗じますと、それぞれ10億2920万円、12億4500万円となりまして、その総額は28億5420万円となります。これは今年度の設計単価で積算したものであり、今後も続くであろう物価高騰の懸念を勘案しますと、それ以上の負担が見込まれる状況でございます。

このようなことから、庁内協議を実施いたしまして、整備時期を含め、その整備手法等の検討を図るために、来年度以降の整備を一度停止しまして、再検討を行うとさせていただいているところでございます。

なお、今後の対応といたしまして、整備時期、手法の再検討を行うとともに、来年度は3校の給食室の質改善のために、おひたしやポテトサラダなど一時的に加熱した後に冷まして提供するような献立、こういったものに対応する真空冷却器、また、焼き料理などを提供するためのコンビオーブンなどを導入いたしまして、給食室の質改善を図ってまいりたいと考えてございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○櫻井繁行委員

財源ありきのお話なので、なかなか厳しいという話、そこも重々理解はできるところなんですけど、やはり子どもたちの安全・安心であったりとか、仲澤課長がおっしゃるように、食中毒の発生、異物混入が懸念されるという現状が、このかすみがうら市内の一番子どもたちが多いこの3つの学校でそれが懸念をされているという、非常に不公平感があるんですけど、そういった中でできることをしっかり取り組んでいただきたいんですけども、すごくそういうところを丁寧に進めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○学校教育課長（仲澤勤君）

櫻井委員のおっしゃるとおり、ここの3校につきましては当初の現状ということで、かなり老朽化した施設の中で給食もつくられていて、様々な問題点が指摘されている状況でございます。あと、財源的に厳しいというところは皆様方も御存じかと思うんですが、この辺につきまして、また整備時期、さらに整備手法ということで今検討しているのが、通常ですと新たな実施設計をやって、工事発注をして建てるという一般的な公共事業のやり方ではなくて、例えば一括方式で提案型、企業から700食の給食であれば、どういった期間で整備ができ、どういった内容のものができるか、民間企業のノウハウを導入するようなやり方もございます。そういったもの、さらには財源が難しいのであれば、リース方式などという選択肢もあろうかと思えます。こういったものを総合的に次年度以降に検討いたしまして、よりよいというか、もう今の現状を早い時期に改善できる策というのを再度検討したいと考えてございます。

○櫻井繁行委員

仲澤課長がおっしゃるように、ぜひそういうふうにもいろいろな手法があるでしょうから、今の時代ですから、やはり子どもたちのためにしっかり努力をしていただきたいなと思うんですね。そういう中で、

自校式のほうにかじを取ったという計画というふうに来てましたけれども、これは例えば一体型というか、1か所に集約して、3つの小学校が近くにあるので、費用対効果がどうなるかというのはちょっと僕も何とも言えませんが、そういったことも含めて、何かいろいろ検討していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

そのとおり、整備手法ということで自校方式ということで、昨年度、1年前でございしますが、説明させていただいて、これが一番効率的だということでご説明したわけですが、再度そういったセンター等が優位性もあるかもしれませんので、そういったものも総合的に判断して、よりよく早く整備できる時期というのも含めて検討してまいりたいと思います。

○櫻井繁行委員

ぜひお願いします。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○設楽健夫委員

全体スケジュールはどういうふうに想定してますか、今後の。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

まずは来年度でございしますが、令和6年度にまず全体的な計画の見直しということで費用等を勘案いたしまして、あとは財政的な支出の可能性もありますので、そういったものも総合的に判断して、この整備時期につきましては来年度お示しできればと考えてございます。その優位性ということで、先ほど民間のノウハウというものがあつたんですが、そういったものであれば、極端な言い方をしまえば、一つ一つの事業を進めるのではなくて、給食をいかに止めないでやるかということもあるかとは思いますが、これですと整備スケジュールの中で下稲吉中学校で17か月、下稲吉東小学校は19か月ということで、解体も含めた時間ですが、民間で一部話を聞きますと、この辺も1年ぐらいでできるのではないかなというような話も聞きますので、そういったものを含めて、来年度検討したいと考えてございます。

○設楽健夫委員

実施計画も見直しを行って、実施計画も来年度に提示されるというふうに考えていいんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

費用と実施時期と含めてお示しできるように努めてまいりたいと考えております。

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問がないようですので、案件を終結いたします。

次に、（3）番です。市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備についてを議題といたします。説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備につきましては、昨年これも同じく令和5年2月の文教厚生委員会におきまして、中学校及び義務教育学校の屋内運動場に順次空調機の整備を進めることとして説明をさせていただいておりまして、本年度、霞ヶ浦中学校及び千代田義務教育学校の空調機設

置等の実施設計業務を進めてまいりましたが、こちらにつきましても概算工事費が大幅に増加している状況がございまして、整備時期の再検討を行う必要が生じたところでございます。

内容につきましては、学校教育課、仲澤課長から説明をさせていただきます。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、事件の（３）市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備についてご説明いたします。

当該の空調設備につきましては、資料にありますように、夏季の熱中症対策や避難所としての環境整備の促進のため、部活動等で使用頻度の高い中学校及び義務教育学校の屋内運動場へ優先して空調機を導入することで皆さんにご説明してまいりました。これまでの説明の中では、概算工事費は霞ヶ浦中学校で5500万円、千代田義務教育学校で6500万円、整備スケジュールは令和５年度に両校の実施設計を行いまして、令和６年度に千代田義務教育学校を整備、令和７年度に霞ヶ浦中学校を整備する計画としておりました。

また、財源につきましては、令和７年度までの時限措置であります拡充の国庫補助、こちら３分の１が２分の１に上がるものでございます。こちらを活用いたしまして整備するとしておりましたが、資料のほう、３番のところでございます、今年度委託しました実施設計の結果、先ほどの給食室同様、物価高騰などによる建築費の増加によりまして、霞ヶ浦中学校で8800万円、約1.6倍でございます。千代田義務教育学校では約２倍となる１億2700万円となりました。このことから、庁内協議によりまして、その整備時期の再検討を行うといたしまして、次年度の整備予定でございます千代田義務教育学校のほうにつきましては先送りするということとしたものでございます。今後の検討結果がまとり次第、その整備時期等については委員の皆様方にお知らせしてまいりたいと考えてございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

こちら財源ということですから、給食室は下稲吉地区はできない。しかし、千代田義務教育学校と霞ヶ浦中は給食室はしっかり整備されたが、空調がつかないと。なかなかうまくいかないと思うんですけども、ここも早急に今後の対応を進めていただきたい。子どもたちにとっては下稲吉中学校のテニスコートもそうでしたけれども、１年延びるということは学校生活の中で非常に大きなウェイトを占めるので、やはり大人の都合というか、そういったところで先延ばしにするというのはなかなか受け止め難いというふうに思うんですね。財源についても、これは国の交付金を受けられる令和７年に２分の１が交付されるという状況があるので、やはり進められるところはもちろん物価高騰、1.6倍、２倍という話がありましたけれども、半分交付金があるということをしかり活用しながら、今後の再検討をしかり進めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

櫻井委員がおっしゃられるとおり、教育環境の整備ということは非常に重要なテーマであって、教育委員会としても取り組んでいきたいと考えてございます。また、学校ごとの格差というのは極力ないような形で、同じような環境で子どもたちが運動や授業ができるような環境は整備していきたいと考えてございます。

また、補助金が今のところ令和７年度までの時限措置ということでございますので、国の動向は注視しつつも、その時期等の検討について伸び悩むのであれば、できるものならば令和７年度中に両校ともやるとか、そういったものを考える必要があるかと思っておりますので、そういったことを総合的に判断しま

して、施策、財政担当とも協議して進めてまいりたいと思います。

○櫻井繁行委員

仲澤課長がおっしゃるように、せつかく令和7年度までがこの補助金というか、交付金が2分の1あるというところもあって、令和8年度から全然なくなるという可能性もあるわけでしょうし、ここから先、また1年後、もっともっと物価が高騰する可能性があると思うので、ある程度のところでやはり決断だと思うんですよね。決断し、実行していかないと行政運営はいけないと思うので、しっかりその辺は見極めながら進めていただきたいと思うので、やはり子どもたち、繰り返しになりますけれども、1年って非常に大きなウェートなので、9年間ですから、今千代田義務教育は一体型になってますけれども、非常に大事な期間だと思うので、そこら辺を先延ばしにせず、決断して実行していくような覚悟が必要だと思うんですけれども、教育長、いかがですか。

○教育長（井坂庄衛君）

避難所としても活用する可能性があるので、私としてもできるだけ早い時期にやっていきたいなと思いますし、櫻井委員がおっしゃるように、補助があるうちに何とか進めていければと現段階では考えております。

○櫻井繁行委員

よろしくお願いします。

○久松公生委員長

そのほかご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 2時01分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時02分]

次に、（4）かすみがうら市男女共同参画計画の改定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（根本和幸君）

地域コミュニティ課、松延課長のほうからご説明申し上げます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、かすみがうら市第4次男女共同参画計画の策定につきましてご説明申し上げます。

資料のほうは、改定のポイントとしまして2ページにわたるものと、その後に本編をつけさせていただいておりますけれども、改定のポイントの資料を基にご説明をさせていただきます。

まず、第4次男女共同参画計画でございますけれども、第3次の計画のほうが令和元年から令和5年度までの5か年の計画でございまして、今年度改定の年度となります。第4次計画に関しましては、令和6年度から令和10年度までの5か年の計画ということで策定を進めているところでございます。

資料のほう、一番左上ですね、第4次計画の策定方針のところからご説明します。

第4次計画の策定方針では、5本の柱を方針として定めます。

1つ目は、かすみがうら市の「今」を知り、方向性を明確化することということで、課題解決を目指す取組、こちらの取組を明確に位置づけること、それが1点目。2つ目としまして、市民への啓発の促進、

啓発に係る施策の強化を図っていくということ。それから、3つ目としまして、新しい課題の対応ということで、現在の世界的な潮流、それから法改正などにも対応したものであること。それから、4つ目としまして、計画の継続性と上位計画等の整合性ということで、国の体系とも整合性を取っているということです。最後に、5つ目としまして、プランの実現化に向けては指標を整理し、厳密に進行管理を行っていくと。この5本の柱で方針を定めております。

中でもこの策定方針の中で最も今回の計画で明確で重要なポイントとして捉えているのが、その下、計画の主要課題の下の部分でございます。あらゆる場面で市民の意識啓発を総合的に進めていくことが最も重要であると。ここが意識啓発のほうがなかなか進んでいない。ここを最大のポイントとして重点的に位置づけて進めていこうというふうに考えてございます。

その下、目指す将来像でございますが、この意識啓発を基に将来像を考えてございます。第3次計画では、男女（ひととひと）共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざしてという基本理念でございましたが、少し漠然とした表現でございましたので、これを意識啓発によって実現する未来の姿ということに置き換えまして、第4次計画の将来像では、意識を変える 行動で変える みんなが変わる～みんなが幸せになるまちを目指して～ということで、この意識啓発を重点的にキャッチフレーズとして様々な機会を捉えて掲示していくなり、そういった表示をしていきたいというふうに考えてございます。

右側の表に関しましては、これらの策定方針や基本理念を基に計画の体系をまとめたものでございます。第3次の計画の体系では、基本目標を4本定めておりましたが、国の体系に合わせて4つの基本目標から3つの基本目標に統合、改変し、一番右側ですね、第4次男女共同参画の体系ということで、基本目標1、あらゆる分野における男女共同参画の推進、基本目標2、男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現、基本目標3、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備ということで、3本で計画の体系をなしております。その中に細かく施策が基本目標1に対しては、1から4までというような形で施策が細かく各論としては定めているような形になります。

2枚目に関しましては、基本目標1から基本目標3までの施策に対して概略を記載させていただいているものでございます。

お戻りいただいて、1枚目の左下、新たに位置づけた主な施策及び特に強化する施策等として、まとめたものがございます。上から1つ目の議員活動と生活の両立支援というような形で入ってまいります。これは政治分野における女性の参画拡大を位置づけるということでございまして、本編のほうでは32ページ、33ページということになります。こちら特に市の職員の女性管理職の拡大ということで、執行部のほうでは目標に定めておまして、これは市議会と連携を取りながら、ぜひこの政治分野においても女性の参画を進めていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力をお願いしたいという部分でございます。

それから、真ん中よりもちょっと下の段で、男女共同参画に関するセミナーやイベントの定期開催とございます。こちらにつきましては、先ほど一番重要なポイントとして位置づけた意識啓発の根幹となる事業、施策でございます。こちら総合戦略あるいは実施計画のほうでも地域コミュニティ課のほうで定める市民協働シンポジウムの開催の検討ということで、そういう項目も定めておりますが、こういったシンポジウムですとか、そういった男女共同参画のこういったセミナー、そういったものを開催できないか。予算のほうの絡みもあるとは思いますが、予算獲得に向けて検討を進めていきたいというふうに考えている部分でございます。

以上が男女共同参画計画の策定に係るポイントということでご説明をさせていただきました。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

自分も男女共同参画推進委員会の委員に任命していただいて、非常に活発な意見が出た盛会な委員会だと思うんですけれども、少しずつですが、午後一般質問なんかさせていただいて、男女共同参画が少しずつ二、三年の間にかすみがうら市も徐々に浸透しつつあるというか、去年は大きなセミナーというか、イベントもやっていただいてありがたいというふうに思っているんですけれども、やっぱりこの議員活動と生活の両立支援というところがちょっと前回の協議会でも気になったんですけども、結構具体的に5年間の計画の中で非常に具体的に書かれていることを果たしてどんな両立支援ができるのかななんていうのは、もちろん育児とか、例えば託児所とか、何かそういう県の定例会は少しずつそういうふうに進んでいるような話も聞くんですけれども、何か担当課としてお考えのようなものがあればお聞かせ願いたいんですけれども。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

担当課のほうで腹案ということで、現在検討を始めている内容ということになりますけれども、まちづくりの委員会の設置に関して地域コミュニティ課のほうの所管となつてございまして、そういった市民の方にまず参画いただいて、その中でそういった委員会の中で女性が多く公募なり募集をかけていくなりで、いろいろな形で女性のほうに協力をいただいて、女性に発言していただく機会をちょっと増やしていきたいというふうに考えております。対して、執行部のほうではそちらに参画いただいた女性の意見に関して、市内部で女性の視点からの施策で応えていけるような、そういった仕組みづくりといいますか、まだちょっと具体的にどういうふうにしていこうというところまではないんですけれども、市民の方で一方でそういった意見を吸い上げて、市としての答えに関しては、女性の職員の意見も捉えた意見を出し合えるようなそういった場を設けたいというふうなことで考えております。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時12分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時23分]

○櫻井繁行委員

具体的なこの位置づけのところ、非常に具体的でいいとは思いますが、議員活動と生活の両立支援、非常に女性の政治参画は大事だと思いますし、女性の議員というのは非常に僕も大事だと思うんですが、何か具体的に子育て支援、育児、託児所等のところをつくるとか、そういったところを僕は意図するのかなというふうに思うんですけれども、何かその辺あまり具体的に決まっていないうであれば、少し表現を変えるなり、もしくは議会運営委員会なんかで調整をするとか、そういったところで両輪となつて進め、現場の声とか、あと執行部の考えとか、その辺も組み入れながらやっていただきたいと思いますと思うんですけれども、この辺の表記の考え方をお聞かせ願いたいんですが。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

櫻井委員のご指摘のとおり、表現方法の誤解を生まないように表現をちょっと考えまして、修正できるところは修正していきたいと考えてございます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○設楽健夫委員

この前の男女共同参画シンポジウムの時の話、女性の議員が自分の子育てを含めて活動していけるようにするには何が必要なのかということも1つの大きなテーマだと思うんですが、この前の話に戻りますけれども、神奈川県の人たちの中で、女性がやっぱり活躍している。どちらかというとな積極的に活躍している人たちが5人ほどパネラーとして出ていた。その人たちに司会者が、子どもが病気のときにどうされてますかという質問を投げかけたら、そういう制度があるという回答は1つもなくて、親に、あるいは親戚に、あるいは頼める人がいればという、つまり近親者に全部頼んでいるというふうな回答が出てきたんだよね。そういう意味では、このかすみがうら市の中で女性の人が子育てをしながら働いていくという、そういう意味での制度的な条件を感じている人が少なかったということだ。ということは、女性が働いていける条件をどういうふうにつくっていくの。

あともう一つは、こんな質問もあった。女性が管理職の試験を受けないのは何でですかと。意識の問題だと。いろんな話が出てきましたよ。でも、誰一人としてなぜそうなのかということを根っこからやっぱり問い詰めて調べていこうという、そういう回答がなかった。だから、男女が働いていくためにどうすることが必要なのかということ、この際掘り下げていくということを前に出していく必要があるんじゃないですか。

先ほども話しましたがけれども、千代田庁舎玄関のコンシェルジュが女性の人、男性があそこに立っているのを私は見たことがない。あそこに立っている女性の人の中から孤立している。誰もあそこで立ち止まってどうしたらいいかなと考えて、コンシェルジュの人が気がつかないときに、中から出てくる人はいない。そういう意味ではかすみがうら市が生き生きと住みやすいようにしていくためには男女がどれだけ活動ができるか、気持ちよくできるかというところにメスを入れていかないと、議員も、あるいは女性の管理職も、恐らくは自分たちが気がついてないところの様々な活動の中で、男女が生き生きと自由に話ができる雰囲気づくりでひょっとしたら気がつかないところがたくさんあるような気がするんだよね。自分はそういう目について、あるいはシンポジウムに参加したときの感想として今述べさせてもらっているけれども……

〔「設楽委員、質問してあげて」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

だから、その根っここのところの男女共同参画計画のための根本的なところを掘り下げていく、そういうことをまず第一にやっていく必要があるんじゃないですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

設楽副委員長のご指摘のとおりだと思います。そういった働きやすい職場、あるいは社会で女性も男性も全ての人が生活しやすいというふうな施策を考えていくというのが役割だと思っておりますので、そういった施策の策定等に向けての研究をこの辺から進めていきたいというふうに考えております。

○設楽健夫委員

あともう一つは、この5年間の企画の中で、どういうものを想定していくのか、そういうものもこれは議論の対象にするのか、そういう目標を立てていくのかは別として、この5年間で一般的な意識啓発とか、かすみがうら市が具体的にどこまで持っていくのか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

そちらの計画の目標につきましては、ポイントの資料の2枚目の左下に目標指標ということで、具体的に数値で目標を定めてございます。先ほど来出ております本市職員の管理職の女性の割合の拡大といったところに関しましては、現在6%であるところを、令和10年度、5年間のうちに目標値を10%とい

うふうに定め、そういった目標を定めて徐々に進めていきたいというふうに考えております。目標の指標は5年間のうちで全ての目標を達成されるべきものというふうに考えてございますので、それに向けて計画を進めてまいりたいと考えてございます。

○設楽健夫委員

これ、目標の何を言っているかと言ったら、課長補佐以上と書いてあったから気になったんだ。課長補佐は今でもいるでしょう。

〔「でも、今は6%だから、それを増やしていくということ」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

だから、それは部課長まで目標を立てても、本当に目標を立てて5年間でみんなで支えるべきは支えて、女性の部長、女性の課長、そういう人が出てくるような風土をつくり上げていかないと多分変わらないよという意味で言った。

〔「課長がそうしますとは言えないからね」と呼ぶ者あり〕

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおり……

〔「そういう気持ちで取り組んでもらうということでもいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

努力してまいりたいというふうに考えて、ほかに基本目標の1、2、3の中でも重点的に取り組むべきものは数値として、目標指標として定めてございますので、こちらのほうを引き続き5年間で取り組んでいきたいと考えております。

○設楽健夫委員

はい、分かりました。

○櫻井繁行委員

最後にしますけれども、やはり設楽委員が言うように、目標値、KPIだよ。これをしっかり5年間の指標でしようけれども、確認をしながら、PDCAサイクルも回してもらいたいということと、あと、やはりこの目標指標があるわけで、それとある程度新たに位置づけた施策及び特に特化する施策等って、やっぱりこういうふうにうたっているんであれば、この辺を具体的に数値として持ってくるということも必要だと思うので、何かその辺の対照表みたいなのが何か分かりづらいところがあるので、その辺もちょっと検討をしていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

検討していきたいと思います。

○設楽健夫委員

私が不思議に思っていることが1つある。中学校の生徒会を見ていると、会長、副会長は女性が多いんだ。私は霞ヶ浦中学校しか見てないけれども、生徒会長の立候補のたすきをかけて出てくる人は、まず女生徒が多いの。この女生徒が何で年が大きくなっていったら引っ込んでいってしまうのだろう。不思議でしょうがない。

〔「ちょっと引っ込むと言うと表現に語弊がある」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

もっと表に出てきていいんじゃないかというふうにも思う。引っ込むという発言は取り消します。

〔「そうね、あまりよくないね」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

だから、そうなってくると、そういうところもやっぱり突っ込んでいく必要が、あれだけ積極的に出てくる女子生徒が何で引っ込んだらうだろう。

[「その考えが男女平等じゃないんだよ、設楽委員」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

何で二十歳以上になったときに、その子たちがもっと出てこないんだろうなと思って不思議ではないんだよな。だから、その辺もぜひ掘り下げてもらいたい。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

今のご指摘に関しまして、どこまで掘り下げられるかということもありますけれども、研究はしていきたいというふうに考えてございます。

○設楽健夫委員

ありがとうございます。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご質問等ないので、本件を終結いたします。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時35分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時41分]

次に、（５）かすみがうら市空家等対策計画の改定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（根本和幸君）

地域コミュニティ課、松延課長のほうからご説明申し上げます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

かすみがうら市空家等対策計画につきましては、今回が第2期目ということになります。前回の計画、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画期間でしたが、今年度に5年目を迎えるということで、第2期計画として策定をするものです。こちらの計画につきましては、これまでも市内における空き家等の対策について取り組んできたところですが、昨年の12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律、こういった法律も施行されておりますので、空き家等の活用の拡大であるとか、管理の確保、特定空家等の除去などの対策が強化されておりますので、そちらの内容も踏まえた計画として策定を進めているところでございます。

資料につきましては、概要版ということでご用意させていただきました。その後ろに本編のほうもご用意させていただいたんですが、こちらの概要版のほうの資料のほうを御覧いただきたいと思います。

1ページですけれども、計画策定の背景と目的というふうに記載してございます。平成29年度の空き家等実態調査の結果では、560件の空き家等が確認されております。今回、令和4年度、昨年度に空き家等実態調査を実施し、精査したところ、最終的には494件ということで、件数的には60件以上、短期的には減っております。これは市街地等の宅地開発などによりまして、もう既に確認したところが空き地になっている部分であるとか、そういったところが散見されまして、一時的には減っております。しかし

ながら、中長期的な視点では全国的な傾向も踏まえまして、空き家等が増加するというふうと考えられることから、空き家等に関する施策を総合的に市のほうでは今後も進めてまいります。

2番が計画の位置づけとなってございます。図表のほうをお読み取りいただければと思います。

3番、計画期間、それから、2ページのほうはかすみがうら市の現状と課題ということで提示をさせていただいております。人口と世帯数の推移、それから、空き家等の現状について調査結果を踏まえて、現状を確認させていただいております。

一番下の空き家調査対象物件による措置が必要な物件というところで整理してございます。平成29年度の結果について、真ん中より下、緊急の対応を要することが懸念される空き家に関しまして、非常に高いというふうに調査された物件が83件ございました。令和4年度の結果につきましては、全体の空き家等の数が減っているにもかかわらず、緊急を要することが懸念される空き家が6件増えているような、そういった現状も見えてとれます。これにつきましては、空き家が徐々に管理不全が進み、危険性が増しているというふうに読み取れますので、この辺の対策について本市のほうとしましても努力していかねばならないというふうに感じているところでございます。

続きまして、3ページ、空き家等に対する課題でございます。課題を整理してございます。

(1) 空き家等の分布状況の課題の中では、特に市街化区域につきましては住宅が密集しているというところもございます。空き家等に隣接する住宅や主要道路への悪影響が懸念されると。こういったところの課題がございます。

(2) 空き家等の発生原因に関する課題につきましては、世代交代に伴う、亡くなられた後の相続問題とか土地の利活用、そういった空き家等の対策の施策の運用ということが求められております。

それから、3つ目、空き家等の適正管理における課題ということで、所有者が自発的に空き家等の管理を行うような意識の醸成を、今までも努めてまいりましたが、さらにこちらの意識醸成もやはり必要となってくるのではないかとというふうに課題を整理してございます。

4ページ目、これらの課題を踏まえまして、基本的な方針を4本基本方針として定めてございます。基本方針の1つ目は、空き家等の発生の抑制、2つ目は、空き家等の利活用の推進、3つ目は、管理不全状態の空き家等の適正な維持管理、4つ目は、関係機関との連携による総合的な空き家等対策の推進ということでございます。

5ページ、6ページが具体的な取組内容となってございます。

1つ目の空き家等の発生の抑制の部分では、(1)の市民意識の醸成と啓発、重要なことでございます。特に推進を検討する施策としましては、これまでもパンフレットとかそういったもので啓発を図ってまいりましたが、ホームページやメールマガジン、アプリ等の情報発信を検討してまいります。

2つ目の住宅の適正管理の部分につきましては、特に推進を検討する施策として上がっておりますが、空き家等に関する多様な相談に対応できる人材育成ということで、これは国とか県とか民間が実施する研修への職員が積極的な参加をして、スキルアップに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

2つ目の空き家等の利活用の推進のところには、重要なところで(2)の移住・定住促進のための支援の部分で、推進を検討する施策、特に検討する施策としては、空家等管理活用支援法人の指定の検討、こちらは先ほど申し上げたように、昨年の12月13日に空家特措法の改正がありまして、新たに国のほうで位置づけられた項目でございまして、こちら直近では県の宅建協会のほうがこういった支援法人としての指定について説明したいということでありまして、そちらの話を聞いたりとかといった形で、本市としましてもこういった指定をしていくことのメリットの研究から始めて、進めていきたいというふうに考えてございます。

6 ページ目、3 番、管理不全状態の空き家等の適正な維持管理につきましては、先ほど来申し上げたように、意識啓発ということが重要なので、ホームページ、メールマガジン、アプリ等の情報発信でも進めていくということ。

それから、(2) 番、管理不全空き家等への対応の部分では、今年度から実施しております管理不全の空き家に関しまして、地権者への助言、指導した後に、解体をしていきたいというふうな意向のある空き家に関しましては、その必要性、危険度を周知した上で、解体・除去に関する補助制度を今年度から実施しております、こちらの制度も充実、推進していきたいというふうに考えてございます。

最後の 8 ページの部分で、4 番の関係機関との連携による総合的な空き家等対策の推進では、(2) 番、新たな補助制度の創設ということで、新たな補助制度の創設を検討しますとありますが、こちら、例えば所有者不明空き家とか空き地に関しまして、コミュニティによる管理、そういったものを行っていただけるような支援制度の検討など、新たな制度の創設も今後研究してまいりたいというふうに考えてございます。

8 ページの下段です、最後に、第 5 章としまして、計画の目標と検証ということで、先ほど申し上げた解体撤去補助金の活用による除去件数というふうに目標を定めてございます。現状、令和 5 年度は、補正予算も計上させていただきまして、4 件の物件について解体撤去を行いました。令和 6 年度以降につきましても年間 4 件程度を見込み、目標と定めるものでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

かすみがうら市空き家等対策協議会、僕も入らせていただいている、非常にいろんな意見が出てよかったと思うんですけども、我が市は 2050 年の人口推移を見ると 3 割減で 2 万 7000 人程度であるというような人口推移、茨城新聞にも載っていたけれども、これは茨城県内 44 市町村考えても、2050 年には人口が伸びているのはつくば市とつくばみらい市と守谷市だけでしょうから、時代の流れで致し方ないところだと思うんですが、ますます空き家が増えていく傾向がある中で、松延課長がおっしゃるように、利活用で空き家再生チーム、あの辺もしっかり活用して動かしていただきたいと思います。具体的にこの概要書を見ると、やはり令和 4 年度調査時空き家等と判断した家屋 494 件、特に措置の必要性が非常に高いのは 89 件あるので、この辺をしっかり管理というか、連絡を取りながら、担当課として進めてもらいたいんですけども、ちょっと気になったのは、現地調査不可が 4 件というふうにあるんですけども、これはどういったことだったんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

こちらの 4 件につきましては、データとしては水道の開栓データとか、そういったところから割り出して、空き家であるというふうに確認が取れた物件に対して現地調査を行っているんですけども、外側から判断して、ちょっと現地調査でも確認が取れなかった物件が 4 件あったということでございます。

○櫻井繁行委員

どういう意味なの。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

例えばのところ、林の中ですとか、現地調査でも立ち入れないような状態になっているような物件、もう調査ができなくなっているような物件があったということでございます。もうかなり管理不全の状態が進んでいる。周りの土地の状況もひどいという状態です。

○櫻井繁行委員

水道なんか閉栓になっている。はい、分かりました。

あともう1点、空家等対策協議会で僕、話をしたんだけど、空き家バンクは、なかなか登録が伸びなくて、ここ何年も決算審査でも結構に目についているところだと思うんだけど、その費用対効果も見ながら、何かそのほかの新たなツールがあれば、こういう時代ですから、より皆さんが活用しやすいようなものがあれば、この空き家バンクに特化することなく臨機応変に考えていってほしいと思うので、これは要望になっちゃうけれども、これから5年間のまた指針になるわけですから、その辺もしっかり有効活用していけるような媒体だったりツールにしていっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

先ほど申し上げたように、宅建協会のほうとも接触しまして、そういった空き家バンクの利活用に関してもちょっと話題が出ました。確かに利用の状況が低い状況で、これを何とか上げていくというふうな考え方の一つと、それと、櫻井委員のご指摘のとおり、何か新たなツールという面でも、そういう側面でもちょっと研究を進めていかなければならないのかなということは感じております。

○櫻井繁行委員

引き続きしっかりお願いします。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○設楽健夫委員

6ページの（2）管理不全空き家等への対応とあるでしょう。現行の施策の3番目、結局、解体撤去補助金を出して解体してしまう。あと、推進を検討する施策として、空き家等・改修・解体・除去等に要する補助制度の充実とありますけれども、結局解体するか、何らかの形でその土地とか家屋とか、どちらかを活用していくとか、そういう方法しか最終的にはないんだよな。これで本市のほうがこの2つの項目について何らかの形で実行していくことはできるんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

1点目、まず利活用に関しましては、これは地域未来投資推進課のほうを中心に、今、リノベーションの事業、施策を進めているような状況で、これはまだ今年が1年目ということもありまして、今後の実績ですとか、そういったものの検証が必要かとは思いますが。一方で、空き家の管理不全が進み、特定空き家にも近いような状態の空き家に関しましては、本市のほうで助言、指導を経まして、解体を進めていっていただくと。それに応じない場合には、今度は特定空き家への指定、そういったものも判断せざるを得ない空き家も今後出てくるかというふうに考えております。それに関しましては、空家等対策協議会の中で特定空き家の指定をしていただいて、そういったものに進んだ特定空き家に関しましては、これは全国的にもそんなに今のところ例はないんですけれども、最終的には代執行という形になりますので、そこまですらないように、本市のほうとしては補助事業を活用したり、また指導を強化したりして対応してまいりたいというふうに考えております。

○久松公生委員長

よろしいですか。

○設楽健夫委員

最近、下稲吉地区のお店をちょっと見てみると、タイの料理屋さんとか、インドネシアの料理屋さんとか、ベトナムの料理屋さんなど結構増えて、ベトナムの料理屋さんなんか結構大きいですね。そう

いう意味では、本市の外国人の人口2,000人前後ですよ。よく外国の人が住んでいるんだという話も聞くんですけども、その辺の需給バランスというか、積極的に使ってもらうとか、そんなのはどういうふうに判断しているんですかね。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

今ご指摘のいただいた件は、まず店舗としての活用と、それと住居としての活用と両方あると思うんですけども、確かに東南アジア系の外国人の方が今市街地を中心に増えている状況が見てとれます。こういった方々に対しましては、地域コミュニティ課のほうで国際交流事業もやっていて、当然日本語教育も進めているところなんですけれども、そういった中で、生活の拠点としての空き家の利活用に関して、今後、もしかしたらそういった外国人の方とのリンクがあるかもしれませんので、そういった検討というか研究もご指摘いただいたので、そのご指摘を大事にしまして、研究していければなというふうに思います。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

次に、（6）です。コミュニティ施設の設置に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（根本和幸君）

松延課長のほうからご説明申し上げます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

コミュニティ施設の設置に伴う関係条例の整備につきましては、今回コミュニティ施設の整備を進めている中で、令和6年第1回の定例会のほうで条例を上程させていただく予定でございます。そういったところで今回説明の機会を設けさせていただきました。

コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例のほうの制定でございますが、これは公民館条例の設管条例と社会教育法の適用となる施設を廃した上で、誰もが気軽に活用できるコミュニティ施設として施設の管理規定を見直すというのが主な内容でございます。資料の1、今回条例の制定、改廃を行う条例の一覧表ということになってございます。

1番のコミュニティ施設の設置及び管理に関するもののところで、まず1つ目のコミュニティ施設の設置及び管理に関する条例、こちらの条例の中で、現在の3つの中学校区と、それと旧地区公民館で、霞ヶ浦地区のほうで旧地区公民館として位置づけられている施設、この施設と、あとさらには志士庫小学校の今ランチルームを改修しまして、集会施設のほうへの改修を進めるという計画がございまして、そちらの部分も含めまして、合計8つのコミュニティ施設ということで条例のほうに位置づけるものでございます。

このコミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の中で、貸し館の規定を条例の中で定めております。いわゆる使用の申請、許可、それから使用料の徴収というもので、貸し館の規定をここの条例の中で定めるという形になります。そうしますと、3中地区のコミュニティ施設に関しましては、現在、霞ヶ浦地区についてはあじさい館、それから、下稲吉地区についてはわかぐり運動公園の体育館、さらに千代田地区につきましては、千代田公民館と3つあるんですけども、そちらの施設をそれぞれ見直し

まして、あじさい館に関しましては、コミュニティ施設の設管条例のほうに一本化するという形になります。さらにわかぐり運動公園の体育館につきましては、下稲吉公民館の機能を働く女性の家のほうに移しまして、さらにその働く女性の家のほうもコミュニティ施設の設管条例のほうに一本化するという計画でございます。また、千代田公民館につきましては、令和6年3月末をもって廃止としまして、現在の旧志筑小学校のほうに移転をさせまして、新たに千代田コミュニティセンターという形でスタートをさせる計画でございます。

このコミュニティ施設の設管条例を制定するメリットといたしましては、先ほど申し上げたように、社会福祉法の適用を除外した中で、誰もが気軽に利用できる施設のほうに位置づけを見直そうというものと、それと、あじさい館、それから福祉館、働く女性の家、さらに旧地区公民館の設管条例をこのコミュニティ施設の設管条例のほうに一本化しまして、貸し館の規定を効率的に動かしていこうというものの、その2つがメリットでございます。

2枚目の資料2番について、コミュニティ施設の設置に伴う関係条例の整備についての中で、管理運営等の見直し(案)ということで表にまとめてございます。先ほど申し上げたように、3中地区のコミュニティセンターとして位置づけます。上から霞ヶ浦コミュニティセンター、千代田コミュニティセンター、下稲吉コミュニティセンターというところで、まず一番上の霞ヶ浦コミュニティセンターに関しましては、あじさい館を新たに霞ヶ浦コミュニティセンターという位置づけに見直します。現在のあじさい館につきましては、今後は通称ですとか愛称という形で名が残ると思うんですけども、施設の維持管理としましては、コミュニティセンターということで、誰もが気軽に利用できるような施設というふうに見直しを行っていくものです。あじさい館のほうですね、中の貸し館の規定が若干複雑でございまして、現在旧あじさい館というふうには入っておりますけれども、この網かけの部分がいわゆるハードの部分、施設としての位置づけの部分でございます。旧あじさい館に関しましては、現在軽運動室と広場をあじさい館の設管条例の中で規定しておりますが、こちらはあじさい館の設管条例を廃して、コミュニティセンターの設管条例のほうに一本化しますので、この軽運動室と広場に関しましてはコミュニティ施設という位置づけになります。

さらに霞ヶ浦地区の公民館につきましては、施設の拠点という意味と、組織という意味と、ソフトの面とハードの面が両面あるかと思うんですが、霞ヶ浦公民館につきましては、現在視聴覚室、会議室、研修室を管理する形で位置づけられておりますけれども、こちらに関しましてもコミュニティ施設という位置づけにしまして、ただ、霞ヶ浦公民館の組織であるとか、事業に関しましては何ら変更はなく、こういった組織、事業を実施する施設の拠点としての位置づけとして霞ヶ浦公民館は残ります。さらにあじさい館のほうでは、福祉館という位置づけもございまして、浴室、トレーニング室、集会室などを管理しておりますが、こちらもコミュニティ施設という位置づけになります。全体この霞ヶ浦コミュニティセンターにつきましては、地域コミュニティ館への所管替えという形で現在検討を進めているところでございます。

千代田コミュニティセンター、下稲吉コミュニティセンターに関しましても表のとおりお読み取りいただければと思います。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

スクラップ・アンド・ビルドの流れでいろいろ設管条例を変えながらということは理解をしました。

僕はどうしても千代田地区などで、何か霞ヶ浦公民館というところだっけかな。あじさい館に入っているよと、今、服部委員に教えてもらったんだけど、改めて現状どういった施設があって、それがどういうふうになっていくのかと、最終的に市内8か所のコミュニティ施設というふうにあったので、何かその対照表みたいな感じで表があると非常に分かりやすいので、その辺で明確に分かるようなものを出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

8つのコミュニティ施設に関しましては、先ほど申し上げたように、3つの中学校地区、霞ヶ浦中学校地区……

○久松公生委員長

今の質問は表みたいな資料を提出。

○櫻井繁行委員

今説明いただいたようなところを何か見て一目瞭然で分かるようなものがあると非常にありがたいので、そうすると、市民にも僕らも説明しやすいので、そういったことをお願いしたいです。説明は十分分かりました。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

表として提示させていただきます。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。よろしいですか。

○設楽健夫委員

これは再編成していくときに、コミュニティ施設の設置に伴う関係条例の整備の担保となる法律、公民館は公民館法があるんです。だから、それがコミュニティセンターというふうになんか名前がなることによって、公民館法との関係をはっきりしておかないと、行く行く法律で公民館は施設と組織、分館制度も含めて法律として成り立っているんだな。それとの兼ね合いをどういうふうに整備していきますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

設楽副委員長のご指摘のとおり、公民館法に関しましては、計画の当初から精査しまして、その中で公民館という名称につきましては、やはりソフトの面とかハードの面、両面がございます。ソフト面は当然組織、それから運営する事業に関してでございます。ハードにつきましては、これは当然公民館の事業を実施するに当たっての拠点となるべき施設を位置づける必要がございます。これに関しまして、ハードにつきましても、いわゆる施設設備そのものを指すものと、あと、その組織や事業を行う拠点としての意味合いがあると思うんですけれども、その拠点としての意味合いは残します。といった中で、施設設備のハードのその部分だけは皆さんが自由に利用できるようなコミュニティ施設に転換していつて、その公民館の事業に関しましては、そのコミュニティ施設を利用していただくというふうな位置づけに見直すことを考えております。

○設楽健夫委員

公民館法という施設は、施設としての法的に保証された公民館施設なんですよ。だから、公民館法に記載されている、その規定を3つの公民館に合わせてきちっとしておく必要があるということが1つね。だから、順番を間違えると、何十年かたったときに市民が公民館法に基づいてこの施設は建てられているんだというふうなことが分からなくなってくる。例えば土浦市でもコミュニティセンターをつくってい

るでしょう。あのベースは公民館ですよ。そこに社会福祉課を入れてコミュニティセンターにして、ここにあるような5つぐらいの部会をつくって運営をしていますよね。これは県の指導が入ってそういうふうにした歴史があるんだけど、だから、ここもいわゆる公民館法との兼ね合いで3つのこのコミュニティセンター（公民館）にするとか、そういう将来混乱しないように条例とかそういうものを整備しておく必要があるということ。

もう一つは、今の条例、これは松延課長、大変だと思うけれども、やっぱり条例そのものを見直す必要がある。どういうことかといったら、ソフトとしての3公民館は条例の中に述べられている。でも、ハードとしての公民館は2つしかないよね。あじさい館と千代田公民館。そして、千代田公民館の中にハードとして千代田公民館と下稲吉中地区公民館というふうな条例の記載がある。でも、ソフト的には3つの組織がその中にやっぱり記載されている。その辺も整理をしていく必要が条例と、条例の下にあるのは何と言ったっけ。

〔「施行規則」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

施行規則とそれも今混乱しているから、公民館法にどのようにひもづけて、その3つのコミュニティセンターを整理していくのか、その辺と、あと、今の公民館法に求められている設備とソフトの組織、これをどういうふうに整理していくのかということについては、やっぱり慎重にやってもらいたいと思う。慎重にというか、今混乱しているから、この際整理をしていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

まず1点目の拠点としての位置づけですけれども、これは確実に今回の公民館設置及び管理等に関する条例の改正の部分で位置、住所も含めて確実に拠点としての位置づけは残します。これは将来的にその目的なり位置づけを見失わないために、必ずこの部分に関しては位置づける予定でございます。

それから、あとソフト事業としての現在2つの公民館、霞ヶ浦公民館と千代田公民館となっているものに関しましては、こちらを新たに3つの拠点、3中地区の公民館ができるわけですから、その3つの公民館をハードとしての公民館を位置づける予定でございます。そこはしっかりと目的なり、後々整理できたものが分かるように整理していく予定でございます。

○設楽健夫委員

あと、いわゆる先ほど土浦市の例を出させてもらいましたが、公民館ごとに社会福祉課に配置してコミュニティセンターとして公民館事業と社会福祉の社会福祉協議会の事業を含めて並列でやるようにしたんだよね。そこはちょっと研究してもらいたいんだけど、ほかの市町村含めて。本市の場合、千代田地区は各小学校区ごとに社会福祉協議会が全部存在してますよね。それらの活動場所をどういうふうにしていくのかという問題は、ここまで整理すると下稲吉コミュニティセンターと千代田コミュニティセンターというふうになっているわけだから、霞ヶ浦地区は今どういうふうになっているかというと、下大津地区社会福祉協議会ができた。牛渡地区社会福祉協議会ができた。今度志士庫小地区が立ち上がった。宍倉小地区が立ち上がった。残っているのは美並地区と安飾地区と佐賀地区なんだよね。いずれそういうところも協議が始まっているから、そういうところの活動の場所としての、一番いい例としては土浦市のコミュニティセンターの中に社会福祉協議会が入って、その活動の場所を確保している、あるいはソフト的な運用もしているといういい面もあるわけだから、その辺はぜひこの際研究して整理してもらいたいなというふうに思います。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

設楽副委員長のおっしゃるとおりでございます。コミュニティ施設については、誰もが利用できる施設ということで位置づけをしますので、先ほどおっしゃられた地区社会福祉協議会に関しましても、拠点としての位置づけがコミュニティ施設という形になるということは十分考えられますので、その辺を調整させていただきたいと思います。

○設楽健夫委員

恐らくこれは歴史的な作業になるから、千代田地区も4公民館があって、1つの公民館に収束していった歴史があるんだよね。地区公民館が今の公民館に収束していった過程があるけれども、もう1回今度は千代田と下稲吉というふうに独立して行って、3つになってくという意味では、恐らく歴史的な事業になると思うから、整理していくという意味では公正に禍根を残さないようによろしくお願いします。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

はい、承知いたしました。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

次に、（7）国民健康保険税率等の改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（根本和幸君）

国保年金課、豊崎課長のほうからご説明申し上げます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

本日はお忙しい中、説明の機会をいただきありがとうございます。

12月20日に説明させていただいた内容に継続した内容になります。先日、1月12日付で県で事業費の本算定を行った内容を踏まえての国民健康保険税の改正についてになります。今回の改正案になりますが、資料1-1のとおりです。医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付分の課税構成の応益分は据え置きまして、応能分でその合計でプラス2.8%増としたものでございます。基本的に県が本算定で示した標準保険料率を基準に試算を行い、提案するものです。税率を算定するに当たってポイントになった経過について説明させていただきます。

資料の1-2をご覧くださいと思います。

国民健康保険税の課税に当たり、社会保障全体の……

〔「簡単でいいですよ。12月によく理解してますから」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ちょっと制度的な内容になってくるので、この間と違った側面で説明させていただきたいと思います。

〔「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

社会保障全体のイメージになります。各社会保障費の国・県・市町村の負担割合になります。健康保険については、赤い星印になりますけれども、国民健康保険と協会けんぽ、組合健保の職域保険に大きく分かれます。職域保険のうち、協会けんぽは主に中小企業が加入し、もともと政府管掌の流れがあって、公費負担が16.4%入っております。職域保険は基本的に労使折半となり、医療諸費の半分を保険料

と使用者、企業のほうで賄ってございます。一方で、地域保険を代表している国民健康保険は、個人経営者や無職の方も多く、医療費の半分を負担する企業、使用者がいないことから、国及び県が公費として半分以上を賄ってございます。

次に、令和4年度の国保財政の負担割合になります。分かりにくいところで、右側の赤い部分の前期高齢者交付金になりますが、これは国保被保険者、その内訳として60代、70代が半数以上を占めることになりますけれども、その大半が長年企業に勤めた後、退職により国保に移っている方が多く、さらに比較的高齢になってから病気になる傾向から、これを国保の被保険者で支えるのは大変難しいとすることで、社会保険などの職域保険から拠出を受けてこちらに財源としております。この財源を除いた額の半分以上が公費と保険税で賄っている状況になります。

また、保険税については、国保財政が抱える構造的な問題として、左側の黄色い部分になりますが、こちらが保険税です。低所得者対策など多くの財政支援を受けている状況になります。

次は、国保特別会計予算の構造になります。歳入歳出の区分は大きく図のような割合で分類されます。一般的には保険税の歳出の一番占める給付費、医療費に充てるものと思われがちですが、給付費は歳入の半分以上を占める県支出金の普通交付金が充てられます。保険税は国民健康保険法第76条に定めるところの事業費納付金に充てるために課税しているものになります。

そこで、事業費納付金についてですが、こちら先日も説明させていただいたので、省略させていただきます。

事業納付金の推移なんですけれども、コロナ禍の影響もあり、一時減少に転じましたけれども、令和4年度からは上昇傾向にあるという内容になります。この事業費納付金の財源となる国保税は地方税法に定められてございます。上に条文、下の解釈文を読まさせていただきます。

地方税法に定めている国民健康保険税は、①の事業費納付金を賄うために被保険者の世帯主に課税をすることができ、その内訳は、②の1号基礎課税額、医療費分です。2号の後期高齢者支援金、3号の介護保険給付費に充てる目的で、③の1から3号いずれかの方式をもって総額とするとなっておりまして、こちら後期高齢者支援金と介護の給付に充てる税ですが、一番最初の図にあります介護保険と後期高齢者のところをご覧ください。

後期のほうの保険料、その内訳として、75歳以上が10分の1、75歳未満が10分の4となっているのをご覧ください。こちらに充てる10分の4に該当する部分が後期支援分になります。介護納付分ですが、こちら40歳以上の2号被保険者に該当する者ですが、40歳から64歳までの方で100分の27……

〔「どこ見れば」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

失礼しました。タブレット端末の一番最初のページです。

〔「これでよかったですか」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい、そうです。一番最初のページです。発表者を選択しているつもりだったんですけれども……

〔「もしあれだったら変えてもらって」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

大丈夫ですか。

〔「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ごめんなさい、ちょっとタブレット端末の操作が…。こちらの後期高齢者医療制度と介護保険、中央にあるかと思います。こちらのほうに注目していただきたいんですが、保険料の後期高齢者に関しては75歳以上が10分の1で、75歳未満が10分の4になっています。10分の1は後期の保険料で賄いますけれども、10分の4に関しては若年層、75歳未満が賄っております。こちらの財源とするのが先ほどの保険料のうち後期支援金になります。

一方、介護納付金分なんですけれども、その隣です。保険料で66歳以上と40歳から64歳までのものがありますが、こちら65歳以上です。失礼しました。65歳以上が100分の23、40歳から64歳で100分の27をこの財源で確保してます。どちらも65歳以上の高齢者なので、必要な財源を確保することができないので、若年層の財源を当てにしているのものでございます。

それで、報酬については令和4年度から茨城県が県を統一し、みなし支給を採用しています。かすみがうら市の現在の税率は緑色の表のとおりになります。

〔「それどこ」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今、タブレット端末で共有になっているかと思います。

〔「国民健康保険税とはになればいいんだね」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

次に2方式の基礎となる所得割と均等割についてですが、所得割は支払い能力に応じた応能の負担、均等割は医療にかかる受益に対しての負担となります。特に均等割は職域保険にその考え方がなく、議論されるものになっております。国保の被保険者の傾向として、所得はあったにしても、自営業や自由業、農林水産業といった具合に負担の測定が均一でなく、所得の把握が困難なこと、また、無職の方も多く、このような方は比較的高齢であることから、医療機関にかかる機会も多く、この負担を所得のある方のみにした場合、所得のある方は比較的若い方で、医療機会も少ない傾向にあり、公平性を損ねることから均等割を設けているということになります。性質的に均等割を高くすると、低所得者や家族の多い世帯に負担の影響があり、所得を高くすると、医療の受益の関係において所得があるが、医者に行く機会の少ない若年層を中心とした中間所得層に大きな負担になります。バランスが重要なポイントになります。また、高所得者に多く負担を求めた場合、労働意欲や納税意欲に対して影響があることから、法律により限度額等を設けている設計になってございます。

一方で、均等割についてですが、全て被保険者均一に負担を求めるものです。国保の世帯は構造的に年齢が高いことや、所得水準が低い方が多く占めます。所得の少ない方に均等割額を負担してもらうのは現実的に難しいものですので、法律により軽減を定めてございます。例えば43万円以下の所得の場合は7割が軽減され、均等割額が現行ですと4万6000円が1万3800円、月額で言うと1,150円になります。軽減世帯の割合は下のグラフのとおり、軽減対象者は半数以上を占めます。また、子どもに関してはこれに半額の軽減を適用してございます。それで、軽減によりまして国保税額の総額は減ることになりますが、軽減相当額は法律により国・県・市の財源で歳入が認められており、繰入れが認められており、減税総額が補填されることになります。

これらを踏まえて、1月12日に茨城県が行った事業費納付金本算定になります。前回11月28日仮算定、12月20日に説明させていただいたものから微減となりましたが、1人当たりの納付金は2.41%増、3,331円の増となっており、被保険者数を掛けた前年度に相対的な金額は2600万円を超えるものとなります。事業費納付金を賄うために、基礎として茨城県が市町村ごとに標準的な水準の税率として標準保険料率が示されます。合理的な基準でこれを参考にすることが望ましいとされております。

今回示された標準保険料率は、現行の税率を大きく上回り、1人当たりの税額の影響が大きくなることから、支払準備基金を活用し、激変緩和を設けること、さらにこここのところの物価上昇等、不安定な景気変動もあることから、特に所得の低い世帯への配慮として均等割は見送り、据え置き、必要額は所得割及び基金で賄うことを方針として試算に当たりました。

資料1－3をご覧ください。

左から現行の税率、今回県が示した標準保険料率、改正案1、改正案2とします。算定基礎は令和6年1月1日の基準日を用いて、令和5年4月1日の賦課期日として計算してございます。算定の基礎は一番左側、備考欄もご覧ください。それぞれ所得額、被保険者額等を記してございます。基本的に確保しなければならない税額として、それぞれの行、(A)グレーの行ですね。標準基礎課税額が基準となります。現行等標準保険料率の差の合計は標準基礎課税額の差になりますが、最も一番下の行、2億6581万円が不足するのが、こちらが基準額になります。基金残高は現在3億9502万2000円ございます。本年度令和5年度に取り崩す予定額は1億3000万円、これを考慮すると2億6000万円が残金となります。滞納分や臨時的財源を充てても令和7年度には予算が組めないことが予想されますので、方針により激変緩和を踏まえ、均等割は据え置き、所得割を標準保険料率並みに試算したものが案1になります。均等割と所得割の影響はそれぞれ50%の影響があることから、均等割を据え置き、その分を所得割に補填することとして現行と標準保険料率の差、基準額を半分程度まで所得割で圧縮したものとして案2を示してございます。基金及び臨時的財源を踏まえ、今後2年から3年を維持できるものとして、今回案2を提案するものでございます。内容については、第1回定例会に提出させていただく予定でございます。

今回激変緩和により特別会計の収支が整うものではございませんけれども、急激な保険税の増額は望まれるものではなく、国保制度の構造的な課題を踏まえて、医療費適正化に取り組みつつ、医療費の推移を注視し、今後段階的に適正課税に整えるように考えてございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

支出のところのこれは何ページになりますか、先ほど。この前もらった資料の支出の表が出ていたけれども、医療費の何だ……

○久松公生委員長

タブレット端末を共有できますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

前回の資料ですか。

○設楽健夫委員

いや、今回の資料で支出の部分はどこを見ればいいのか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

支出の部分、今回はこちらには掲載してございませんが、先ほど説明したとおり、国民健康保険税の総額は基本的に事業費納付金に充てるために課税をしてございます。

○設楽健夫委員

それは何かさっき出ていたよね。何ページだ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

タブレット端末のこちらのページになるんですが、国民健康保険税とはというところに書いてありま

すけれども、①のところに国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の給付に充てる費用として税金を確保しなければならないこととなっているので、税金に当たる基本的な歳出は事業費納付金の総額になります。令和6年度の本算定で示された事業費納付金は11億2941万8332円の総額になりますので、これを確保する費用として今回保険税を課税する税率を設定したものです。

○設楽健夫委員

この前の12月22日付に資料が出てきましたよね。その中で令和元年度、令和4年度かな、医療費分析の最小分類というふうに書いてあるの。

○久松公生委員長

後から提出させてもらったね。

○設楽健夫委員

これは何を見るために出したんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらのほうは、今の医療費がどういうふうな病気で伸びているのかということでご質問があったので、その参考資料として提出したものです。

○設楽健夫委員

国保税の運用に際しての今説明がありましたよね、事業関係と。この医療費に対する支出の部分がありますけれども、これは本市の国保税の運用に際して、ここに書かれている内容はどういうふうな影響を与えるのか説明してもらえますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今、タブレット端末のページを動かしました。事業費納付金の内容になります。事業費納付金の流れとしましては、被保険者から税金を徴収して、市に納めていただきます。その財源は納付金として県に納めます。全ての市町村が県に納めることになります。県はそれを市町村が負担する給付費の財源に充てるのですが、その前に事業費納付金を県が算定します。その算定する材料として、前年度であるとか、過年度の医療費が基準となります。それを推定して、事業費納付金の総額といたします。そのために医療費の分析が必要になってきます。

○設楽健夫委員

前回の説明のときに、前年度、令和5年度の収支の中で、かすみがうら市の国保の収支については1億の赤字だというふうに言ってきた。その理由は、この医療費の納付金額が上がっているという説明がされている。この前はだよ。今回はそれとはまた違った形で、今回の説明と前回の説明とどうも分からない。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

端的に説明しますと、前回の説明の内容と今回の説明の内容は同じでして、事業費納付金を確保するために必要な財源を税により確保するものでございます。事業費納付金の算定については、医療費の推移を用いて県が分析して、事業費納付金を算定するものでございます。その事業費納付金は翌年度に請求されるものなので、関連はしてございます。

○設楽健夫委員

ちょっと分からないんですけども、いわゆる病院からレセプトが出てきますよね。その運用については県がそのレセプトの総計に対して国の交付金だとかいろんなものが入ってくるでしょうけれども、その中で県が計算しているというふうに理解していいですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そうですね、県が計算しているのは予定される給付金の額です。給付金の額は過年度においてかかった医療費の総額を推計として県が各市町村に計算して要求しているものでございます。

○設楽健夫委員

今の中で事業費納付金で、基本的な所得割と均等割と、その計算の表が出されましたけれども、県の国保の運用の計算方法というんですか、構図、だから、単純に考えたときには、各病院のほうからレセプトの伝票が回ってきますよね、多分。それで、そこに対して県のほうが支払いをしていくわけですよね。そうじゃないんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

もう一度説明させていただきます。申し訳ありません。画面のほうをご覧ください。

事業費納付金とはということで、先ほど説明を省略した部分ですが、事業費納付金とは、多くの市の町村が高齢化、被保険者数が減少してくる中、各市町村の財政基盤が縮小となり、増加する医療費負担を安定的に賄うことが難しく、その財源は小さな市町村よりも、都道府県全体で確保したほうが合理的なことから、市町村から都道府県に納付金として納めることとし、都道府県はプールした財源で医療給付費の総額を賄おうとする制度が平成30年度から始まったものになります。こちら、かすみがうら市の絵が右側にあると思いますが、そちらから給付費を医療機関に払っている例が見えると思います。その給付費については茨城県に請求をします。茨城県がその請求のとおりにより各市町村から事業費納付金で集めたお金をプールして、そちらから普通交付金として支払っている構図になります。なので、普通交付金イコール各市町村の医療給付費の総額だと思ってください。都道府県はレセプトを確認するものではなくて、かかった医療費の推計をもって事業費納付金の総額を決めているんです。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 3時49分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時50分]

○設楽健夫委員

だから、前回の説明と今回の説明、所得割と均等割の計算からすると、この前は1億の赤字決算が想定されるという報告だったよな。基金残高が2億しかない。そのときに出されてきたのが医療費の支出の関係だった。高額医療費が増えてきたからという説明をされたでしょう、前回。それで、そこから今回均等割は据え置きと。所得割を上げるということで案を提案してきているでしょう。そこまで整理してくる過程を分かるような資料を出してください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

では、用意させていただきます。

○櫻井繁行委員

いや、用意するとか、あるものでいいでしょうよ。こういう税率を改定するに至ったエビデンスがあるわけでしょう。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

資料としては難しいです。

○櫻井繁行委員

だから、あるものでその経緯をやればいいじゃないですか、豊崎課長。今ここで考えたってしょうがないんだから。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらの資料が今回示させていただいた資料１－３になります。

○櫻井繁行委員

じゃ、それで理解してもらって、できなければ、また後でやってよ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

この内容が一番分かりやすい内容かと思います。

○設楽健夫委員

事業費納付金とはという資料でしょう。

○櫻井繁行委員

違う、違う、資料１－３と言っているでしょう。

○設楽健夫委員

資料１－３のね。

○櫻井繁行委員

それで、次に質問いいですか。

２方式に令和４年から変えていて、その公平性とかバランスとかというお話が豊崎課長からもあったけれども、基本的に資料１－３見ていても改正案２で見ると１億3000万円ほど赤字が、これを要は支払準備基金を充てていくということなんでしょう、説明の中で。これは当面１年、２年はいけても、このままいくとやっぱり破綻の道にあると思うんだけれども、そうはいっても国民健康保険は破綻するわけにはいかないの、均等割据え置きという話もあったけれども、これはどこかで均等割も税率改正する必要があるんじゃないのかなというふうに思うんだけれども、そういったところって担当課としては今後の見通しというか、見立てはどういうふうにこの２方式を捉えて運用していく考えがあるんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど説明させていただいたとおり、この提案させていただく税率で当面基金を取り崩しながら運用していき、二、三年後、基金の状況を見つつ、新たに税率改正という形を取りたいと思ってます。

○櫻井繁行委員

それは最初の説明で分かっているんだけれども、結局基金って今でさえ３億9000万円しかなくて、今年１億3000万円崩せばあと２回分ぐらいしかないわけじゃないですか。結局破綻の道を歩むのを分かっている、その基金のあるうちはこのままいくという考え方もあるんだろうけれども、ある程度基金は残しながら運用していくという考え方がもう一方であるんじゃないのかというふうに思うので、その基金が取り崩す一方で増える見込みがないのであれば、やはりその２方式の均等割のほうの税率を上げることも、これは相互扶助ですから、みんなの助け合いで国民健康保険はあるでしょうから、そういったところも検討する必要があるんじゃないのかなというふうに思ったので、意見をさせていただきました。

○設楽健夫委員

だからなんだよ。前回の説明と今回の説明でその推移が分からなかったら、その関係が分からない。その後の補足資料の中で何が出てきているかといったら、全国市長会の資料が出てきているでしょう、この前の資料の中に。それは恐らくその基金の運用の今後の在り方をめぐるところに関係しているなというふうに俺は見たんだ。だから言っている。今回の均等割を変えずに所得割を変えて、そしてこういうふうに納めてきたと。あとは茨城県のほうの最終的な答申が出てきましたよね。そこで変わっているけれども、だから、どういうふうにして決めているのかを示してもらいたいと言っているのはそこなんだ。

○櫻井繁行委員

1－3の資料で決めたということじゃない。

○設楽健夫委員

いや、そうじゃない。1－3の資料がなぜ出てきたのか、なぜそうなっているのかを聞いている。

○櫻井繁行委員

それはないんだものね。

○設楽健夫委員

いや、ないんだって。

〔「かかったお金をみんなで負担して割っていく」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

そういう単純なものじゃないんだよ。

○櫻井繁行委員

だから、エビデンスがないというのはおかしいじゃんね。こういうふうに決めてきているわけだから。

○設楽健夫委員

ここで今まで……まあ、いいや。ないと言うのなら仕方がない。

○櫻井繁行委員

基金があるうちは当面取り崩してやっていくという考え方だったんだよね。そうでしょう。

○設楽健夫委員

あとはどこから金持ってくるんだね。

○櫻井繁行委員

だって、3年後破綻しちゃう。

○設楽健夫委員

市財から入れる。今までそういう意味では国と市財から金を出しているんだ。

○久松公生委員長

じゃ、課長、最後答弁いただけますか。

○設楽健夫委員

この前の資料、全然分からない。

○櫻井繁行委員

あるものでしょうがないから、取りあえず今日は。

○設楽健夫委員

いやいや、説明したんだけど、分からないから言っているんだよ。

○櫻井繁行委員

もう1時間近く説明したんだからさ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどのご質問の内容ですが、事業費納付金の算定根拠という形になります。

○設楽健夫委員

それは幾ら。事業費納付金の算定根拠。その事業費の中で今のこの組立てがあるんだから。

○櫻井繁行委員

それは今ないんでしょう。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そうですね。

○櫻井繁行委員

答弁できない。じゃ、設楽委員。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

後でそちらのほうを調整して、県等に確認を取って、調整できるものであれば調整します。

○久松公生委員長

じゃ、よろしくお願いします。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、本件を終結します。

○久松公生委員長

続きまして、8です。国民健康保険保健事業総合計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（根本和幸君）

豊崎課長のほうからご説明申し上げます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

資料2-1に沿って、かすみがうら市国民健康保険保健事業総合計画の概要について説明させていただきます。

こちら2ページをご覧ください。

まず、国民健康保険保健事業総合計画とはについて説明いたします。

本市ではこれまでデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を策定し、計画に定める保健事業を推進してまいりました。データヘルス計画とは、データ分析に基づく保健事業の実施内容や、その目標を定めたものです。特定健康診査等実施計画とは、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法や目的等を定めたものです。いずれも被保険者の生活の質の向上、健康寿命の延伸、その結果として医療費適正化に資することを目的としてございます。

このたび令和5年度に両計画が最終を迎えることから、過去の実績を踏まえつつ、より効果的に保健事業を実施するため、第3期データヘルス計画と第4期特定健康診査等実施計画を一体化し、国民健康保険保健事業総合計画を策定するものです。

こちらについては、今後計画公表、周知に基づいてホームページで公表するとともに、様々な機会を通じ周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

今後こちらの契約については、パブリックコメントも予定してございます。住民の皆様のご意見を考慮し、ブラッシュアップを行い、公表へと予定してございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

質問じゃない。今後はこういう膨大な資料は会議の前に出してください。事前に読んでくるから。

〔「事前に配付してほしい」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

そういうこと。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今後そのような形で情報提供をさせていただきたいと思います。

○設楽健夫委員

ありがとうございます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質疑もないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩します。〔午後 4時02分〕

○久松公生委員長

会議を再開いたします。〔午後 4時03分〕

次に、（９）かすみがうら市自殺対策計画の改定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

かすみがうら市自殺対策計画の改定につきましては、令和4年10月に国の自殺対策の指針であります自殺総合対策大綱が改定されたことによりまして、市における自殺対策の総合的な計画である本計画の改定を行うものになります。

詳細については、健康増進課、田中課長よりご説明いたします。

○健康増進課長（田中英昭君）

改定の背景といたしましては、今、幕内部長のほうから申し上げたとおりでございます。新たなデータを反映させておつくりしております。

2番目にまいります。主な改定内容でございます。

改定案の9ページがタブレット端末の画面に出ているとおりでございます。

自殺対策における取組に関する基本方針等に対する修正と追加を行っております。

①自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持つ旨の明確化、②自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動に取り組む旨の追加、③自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する旨の追加などを盛り込んでございます。

続きまして、自殺に関する最新データと現状分析の変更を行ってございます。

資料をちょっと戻りまして、具体例を3ページからお示ししてございます。

指定調査研究法人いのち支える自殺対策推進センターによりまして、本市の自殺の実態を分析しました自殺実態プロファイルのデータが作成されておりますため、これを活用し、反映させているところでございます。

数値目標としましては、国の自殺総合対策大綱と同様に、年計画の目標を継続してございます。国の目標では2026年、令和8年までに自殺死亡率、これは人口10万人当たりの自殺者数を2015年、平成27年と比べて30%以上減少させるものとしてございます。

本市の目標でございます。この計画は令和10年度まででございますが、国に合わせて令和8年時点の目標を掲げてございます。自殺死亡者を平成27年、20.7から令和8年目標で13.0以下、自殺者数を平成

27年の9人のところを令和8年目標で6人以下とするものでございます。

参考までに令和4年の最新の数字ですが、自殺死亡率は12.27%、自殺者数が5人となってございます。そのほか本市組織の変更に伴う各課等の名称の修正及び取組内容の一部修正を行ってございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

こういう資料は会議の前に出してください。

○健康増進課長（田中英昭君）

すみません、宮城係長…。

○議会事務局（宮城恭子君）

今回のように、委員会での説明案件が多く、会議資料が膨大になる際には、委員会開催前にその資料を配布することについて検討させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

基本計画とかは事前に配付してもらったほうが、今日みたいにこれだけ続いちゃうととても。1件ぐらいただたらいいけれども、今後そういうふうにしてもらえるといい。まず文教厚生委員会だけでもいいので、お願いします。

○設楽健夫委員

お願いします。

○櫻井繁行委員

設楽委員、頭に入れちゃうね。

〔「誰がやったって同じだよ」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

そのほか何かございませんか。

○櫻井繁行委員

1点だけ。これはちょっと自殺対策計画というのがあるというのが勉強不足で分かってなかったんですけども、何となくなんですけれども、背景が背景だけに、目標は自殺者数はゼロを目指すというのが何となくイメージ的に、もちろん絵に描いた餅になってはあれなんでしょうけれども、令和8年度目標13%以下という目標なんですけれども、そういったところの自殺者数目標6人、これがゼロを目指していくという気持ちで取り組んでいくことが大事なような気がするんですけども、その辺は田中課長、どのようなお考えですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○健康増進課長（田中英昭君）

おっしゃるとおり、ゼロにしたいところが最終的な目標かとは存じますが、目指してはいきたいと思います。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問がないようですので、本件を終結いたします。

それでは、次に、(10)「ヤングケアラーに関するアンケート」結果についてを議題といたします。
説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、10の「ヤングケアラーに関するアンケート」結果についてでございます。

教育委員会及び学校の協力を得まして、令和5年12月にアンケート調査を実施をいたしております。
今回はあくまでも集計結果の報告のみでありまして、回答内容の精査や今後の対応につきましては、今後関係部署と協議、検討してまいりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

詳細については、子育て支援課、関課長よりご説明いたします。

○子育て支援課長（関克明君）

それでは、子育て支援課から「ヤングケアラーに関するアンケート」結果につきまして、資料を基にご説明いたします。

最初に、アンケートの実施概要でございますが、目的としまして、市内の小学生、中学生を対象にヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握するためアンケートを実施してございます。

対象につきましては、市立小学校、中学校、義務教育学校の6、7、8、9年生でございます。

調査方法につきましては、各区学校におきまして、児童生徒がタブレット端末を用いて回答をいただいております。

実施期間につきましては、令和5年12月4日から18日となっておりまして、子どもの年齢、性別、ケアの状況等を考慮した項目で行っております。

次に、アンケートの集計結果でございますが、全体で申しますと、人数で1,302人に対しまして、回答数……

○子育て支援課長（関克明君）

失礼しました。回答数で1,014人、回答率、平均でございますが、77.9%でございました。

次に、2ページになります。

〔「課長、総括で要点だけ捉えてもらえれば」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（関克明君）

回答内容としましては、5ページでございますけれども、問6でお世話をしている人がいるかを質問しておりまして、いないが92.9%、いるが7.1%となっておりまして、本市におきましても一定数のヤングケアラーが存在しているのではないかと。

さらに6ページ、お世話をしているかを質問しておりまして、家事と見守りが約5割の回答となっております。

○久松公生委員長

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

私の一般質問からしっかり取り組んでいただいて、タブレットも活用して、まず子育て支援課のほうでしっかり行っていただいたということはありがたいと思います。

その中で、これはアンケート結果が77.9%にとどまっていますけれども、100%に至らない要因というのは何かあるんですか。

○子育て支援課長（関克明君）

288名の方が回答されていないわけですが、内容としましては、回答したくなかったとか、あえて回答し

なかったのかは不明でございますので、内容は分かりません。結果、100%までには残念ながらいかなかったということです。

○櫻井繁行委員

欠席だったりとか、ひょっとすると学校に来れない子どもたちなのか分からないですけども、ちょっとその辺は学校教育課のほうと連携をして、この提出をしなかった子どもたちの要因みたいなものを、その288名全員にヒアリングするという形ではなくてもいいので、ある程度要因は捉えておいたほうが今後こういった何かアンケートをするときの傾向と対策にもなると思うので、しっかりそういうことも行っていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○子育て支援課長（関克明君）

櫻井委員がおっしゃるように、今後、学校教育課と情報連携を行いまして、研究していきたいと思います。

○櫻井繁行委員

先ほど部長のほうからも支援策とか、その辺は今後まだまだ検討していくというお話があって、まずはとっかかりの部分ができたとしたことだと思っただけですけども、実際このアンケートを取ってみて、ヤングケアラーに値するような人数というのは、どういったことになっているのかというのが一番大事なので、そこを教えてください。ヤングケアラーと思われる人がどういうふうになっているのかというのが大事だと思うので、そこだけを要点でいただければ終わりにします。

○子育て支援課長（関克明君）

今回アンケートを実施をさせていただきまして、先ほども申しましたけれども、お世話をしている方が7.1%というようなことになってございまして、また、そのケアについて相談したことがないということで8割近くが回答しているというようなことでございます。

〔「人数、7%」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（関克明君）

人数につきましては……

○櫻井繁行委員

それ捉えてなかったらアンケートを取った意味ないじゃん。何のためにアンケートを取ったの。

〔「今回の質問はヤングケアラーだったけど」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 4時19分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時19分]

○子育て支援課長（関克明君）

申し訳ございません、問6のところでございます、1,007件の回答でございます、これに対する7.1%でございますので、約70名程度になろうかと思いますが、ただ、普通のご家庭の中での通常のお手伝いをされているというような内容も含まれているとは思いますので、この数字からは若干減ってくるのかなというふうには捉えております。

○櫻井繁行委員

アンケートを取ったその項目は、今ちょっとWi-Fiもつながらなくなっちゃって、項目1個1個今日は見る時間もなかったんですけども、何かその辺をやっぱ具体的に落とし込むアンケートになってないことが問題だと思うんですね。お手伝いすることは悪いことじゃないじゃないですか。だから、

その範疇を超えるという、その定義って難しいけれども、勉強する時間だったり、友達と遊ぶ時間であったり、部活に行く時間までを犠牲にして家族の何かしらケアに当たっている子どもたちがやっぱりヤングケアラーになって、要はその把握ですよ。それをどういうふうに行っていくのかということがやっぱり一番大事なので、これからいろんな、70名程度というお話もありましたけれども、じゃ、ここからどういうふうに絞っていったって、プライバシーも守りながら様々な支援策に取り組んでいくかということがその先にあることなので、そこをやっぱり見据えて、今後取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○子育て支援課長（関克明君）

櫻井委員おっしゃるように、今後いろいろ研究をしながら対応していきたいと思います。

○櫻井繁行委員

最後にしますけれども、やはり今課長おっしゃった70名程度の子どもたちについて、早急にその実数把握というのが必要だと思うんですよ。せっかくここまで来たんで、そこを迅速に取り組んでいただいて、やはりヤングケアラーってその生活が当たり前だと思って、子どもたち自身がヤングケアラーという自覚がないということもあるじゃないですか。そこをもう1個アンケートを踏まえて、もう一歩進んだものを早急にやっていただきたいと思うので、それはしっかり取り組んで、また報告いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○子育て支援課長（関克明君）

今後子どもに寄り添って話を聞く支援などを検討しながら進めていきたいと思います。

○櫻井繁行委員

しっかり取り組んでください。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○設楽健夫委員

これはまずは6ページと7ページを見ると、よく工夫してアンケートを取られているなというふう思うんですけれども、どういうことを手伝っていますか、誰とやっていますかというところの分析ができる資料としてはよく研究されているというふうには思うんですね。それで、昨年、文教厚生委員会でも研修に行きましたけれども、ヤングケアラー何とか協会というところの、神戸市の全国組織があって、ヤングケアラーとはというチラシを、教育委員会にも委員長と一緒に渡してきた経緯もあるんですけれども、よくまとまっている資料だなとは思ったんです。

それと、あと今回、茨城県が広報にヤングケアラーの記事を出してますよね。あれはどういうことでやっているのかということも含めて、先ほど櫻井議員からもありましたけれども、分析をしていったって、具体的な形で手を打てるところから少しずつ手を打っていくということになると思うので、全国のヤングケアラー何とか協会と言ったかな、それと、あと茨城県のほうがどういうものを使ってやっているのかということもぜひ検証していただいて、引き続きやっていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○子育て支援課長（関克明君）

設楽副委員長がおっしゃるように、県のほうのアンケートですとか、そういうのを参照しながら取り組んでまいりたいと思います。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問もないようですので、本件を終結いたします。

部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 4時25分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時25分]

それでは、次にいきます。

(11) かすみがうら市障害者計画の改定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、11のかすみがうら市障害者計画の改定につきましてでございますが、現行のかすみがうら市障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が計画期間満了を迎えることから、次期計画を策定する内容でございます。

詳細については、社会福祉課、山口課長よりご説明をいたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

ご苦労さまでございます。

それでは、社会福祉課からお配りしております、かすみがうら市障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画案について説明させていただきます。

資料のほう、1ページをお願いします。

第1章、計画策定に当たってでございます。

内容につきましては、計画策定の趣旨でございます。現在、国のほうが施行してます法の生い立ちについて掲載のほうをさせていただいております。

続きまして、2ページをお願いします。

計画の位置づけでございます。

(1) が根拠法令になります。根拠の法令につきましては、障害者基本法の第11条の第3項及び障害者総合支援法の第88条、また障害児福祉計画につきましては、児童福祉法の第33条の20第1項に基づく法に基づいて計画のほうを制定していきます。

続きまして、その下、(2) 法令、ほかの計画との関係でございますが、本市の総合計画、また地域福祉計画を上位計画としまして、準用で障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の確保、また県のいばらき障害者プランの福祉計画と調和を図って策定をしているところでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

4になります。計画の期間でございますが、障害者計画は、令和6年度から令和11年度を目標年度とする6か年計画で、第7期の障害福祉計画、第3期障害児計画は令和6年度から令和8年度を目標とする3か年計画でございます。ただし、国の障害福祉施策の見直しがあった場合には、必要に応じて見直しをするものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。

計画の策定体制でございます。こちら①になりますが、学識経験者、専門家、障害者団体、関係機関代表者18名で構成されました策定委員会を設置し、審議を行っているところでございます。

なお、本資料最後に策定委員会名簿を添付してございますので、参照願いたいと思います。

続きまして、7ページをお願いします。

第2章ですね。障害のある人を取り巻く現状でございます。

内容につきましては、本市の人口・世帯、また、続きまして、8ページから11ページは、各障害の手帳の所有者数の現状別を推移グラフにしているものでございます。

続きまして、12ページをお願いします。

3の地域資源の状況といたしまして、市内で障害者及び障害児に対する支援、サービスを提供できる事業所の数をそれぞれ項目ごとに13ページまで記載しているところでございます。

続きまして、14ページをお願いします。

アンケート調査の実施の概要としまして、14ページから22ページがアンケート調査の結果でございます。調査概要としまして、障害者手帳保持者などを含めまして1,500名を無作為に抽出しまして、昨年の8月にアンケート調査を実施しているところでございます。回答数は1,500票中713票で、回答率は47.5%でございます。詳細な経過につきましては、15ページから24ページのほうに記載してございます。

また、今後ですけれども、パブリックコメントを実施しまして、幅広く市民の皆様の意見を公募していきたいと考えているところでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第3章になります。計画の基本的な考え方でございます。

1の基本理念といたしまして、障害のある人もない人も全ての人々が社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、人として尊厳を大切に、生き生きと生活できる地域社会づくりを目指し、その理念といたしまして、「思いやりが共生するまち かすみがうら」として掲げているところでございます。

続きまして、24ページをお願いします。

この計画の基本的な柱としまして、基本目標を4本ほど立てさせていただきました。

基本目標1が啓発・まちづくり、基本目標2が相談支援・生活支援、基本目標3としまして育成・教育、最後の4本目としまして就労支援・社会参加ということで、それぞれの施策の方向性を定めているところでございます。

続きまして、26ページをお願いします。

26ページから43ページになりますが、第4章としまして、障害者計画というところで、ただいまの4つの柱、基本目標に対する施策の方向性、主な取組を26ページから43ページで記載しているものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

第5章、障害福祉計画・障害児福祉計画としまして、成果目標ですね、令和5年度のまだ年度の途中ですけれども、実績等、44ページ、45ページに入れまして、46ページが令和8年度までの目標としまして入れて掲げてございます。

48ページから50ページが障害福祉サービス等ということでございまして、それぞれのサービスの訪問系のサービスであったり、51ページからは日中活動系のサービスのそれぞれ実績と、これからの見込みのほうを入れてございます。

また、56ページから57ページが居住系のサービスの実績と見込み量でございます。

また、58ページから59ページが指定相談支援等となっております。

続いて、60ページから66ページが地域生活支援事業ということでの実績と見込みになっております。

最後に、67ページから71ページまでが障害児に関わる福祉サービスの実績と見込み量になってございます。

続いて、72ページをお願いいたします。

第6章としまして計画の推進でございます。

各主体の役割ということで、この計画を推進するに当たっては、障害及び障害者問題について社会的関心を高めていくとともに、障害者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、それに行政などがそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携協力し、一体になって取り組んでいくことが必要になっているものでございます。

最後に、75ページになります。

目標達成状況の評価でございますが、計画の推進管理につきましては、市側の責任としまして、計画、実施、点検・評価、見直しのPDCAサイクルに基づいて実施してまいりたいと考えております。計画を所管する社会福祉課が中心となりまして、関係各課と緊密に連携し、効果的かつ効率的な施策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

障害者福祉計画、後でゆっくり見させていただこうと思います。ありがとうございました。

PDCAサイクル、毎年回していくということで、次年度にブラッシュアップしていくと。非常にいいことだと思うので、しっかり社会福祉課として取り組んでいただきたいと思います。

それで、この策定委員会18名のメンバーを見ると、やはり有識者であったり、施設の管理者だったりとか、現場の声をダイレクトに聞くいい機会だと思うんですけども、この計画策定に当たって、ちょっと要点だけでもいいんですけども、現場の声というか、このコロナ禍も4年間あった中で、その計画策定に当たってどのような意見があって、少し反映した部分があれば教えていただきたいんですけども。

○社会福祉課長（山口浩史君）

第1回目の策定委員会の中で、やはりこれから先の見込みですかね、各サービスの見込みをつくっていく中で、やはりどうしても私たち事務方となってしまいますと、そのサービスを利用している数字でどうしても伸び率というか、そういうところをどうしても押さえてしまいがちなんですけども、やはり現場はそうではなくて、限られた資源、本市の中の資源、事業所になるんですけども、そういう実情はやはり担い手不足だったりとか、そういうところも意見が出てまして、やはりサービスを利用する部分は事業所としても広げたいところはあるんですけども、なかなか実情は限られた職員で対応しているということで、なかなか行政側にはその数字だけの伸び率ではなくて、ある程度現場の状況も加味した上での各サービスの見込み量をお願いしたいというのは、策定委員会の中で意見としていただいているような状況でございます。

○櫻井繁行委員

そうですね。数字として担当課として、事務方として捉えるということもすごく大事なことだと思うんですけども、やはりその現場の声を大事にしながらいい方向に進めていただきたいと思いますのと、なぜこの質問をしたかという、障害者計画、これは関連になってしまうかもしれませんが、この福祉施設で福祉避難所なんかの役割を担っていただいているところがあるじゃないですか。それがど

こちやと僕、把握してないですけども、だから、そうすると社会福祉課の管轄になるか、危機管理課なのか、防災のほうもいろいろ絡んでくると思うんですけども、今年だって1月1日に能登半島地震なんかが起きているわけだし、災害は必ずやってくるという感覚を持ちながら、まず避難所はもちろん市民は避難できると思うんですけども、やはり福祉避難所にどういうふうに支援していくかというところも社会福祉課として連携をして、今後取り組んでいただければと思うんですけども、その辺はちょっと計画には入ってないでしょうね。だから、もう一歩進んで福祉避難所の拡充とか充実なんかも連携して、部署をまたぐことになるかもしれないけれども、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

櫻井委員のおっしゃるとおり、何か所か福祉避難所として施設側と市の行政側が協定を結んでいて、直近で言いますと今月なんですけれども、牛渡地区にあります精神障害を持っている方が通所とか入所ができる明清会と言いまして、ほびき園があるんですけども、そちらと本市が災害時にそういう精神障害を持っている方を避難所として受け入れていただくということで、そういうような形で協定のほうを結んでますので、今後、元日の能登の震災のように、やはり健常者がある程度避難所とかに自分の自らの足で行けると思うんですけども、そういうハンディーを持った方も今後どうするかというところでは、やはり地域共生という部分では今後考えていかないとならない部分なのかなと、担当課としては考えているところでございます。

○櫻井繁行委員

まさに山口課長がおっしゃることが正解だと思うので、ぜひやっていただきたいというところと、市内福祉避難所のもし何か一覧表みたいなのがあれば、ちょっと頂いて勉強させていただきたいと思えますし、あと、あるかどうか分からないですけども、福祉避難所に対して何か市として毎年支援策みたいなのがあれば、その辺ももしあるものをちょっと資料として出していただけるとありがたいのですが、お願いいたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、櫻井委員申し出の内容、資料をつくりまして提出のほうをさせていただきたいと思えます。

○櫻井繁行委員

勉強させてもらいます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ないようですので、本件を終結いたします。

部署の交代をお願いいたします。

それでは、次に、（12）かすみがうら いきいき長寿プランの策定について（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）を議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、12、かすみがうら いきいき長寿プランの策定につきましてご説明いたします。

現行の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画が計画期間満了を迎えることから、令和6年度から

の3年間の次期計画を策定する内容でございます。

詳細については、介護長寿課、川原場課長よりご説明いたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

介護長寿課のほうより、かすみがうら市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についてご説明させていただきます。

まず1ページのほうをご覧いただきたいと思います。

第1章、計画の策定に当たって、1番、計画策定の背景と目的になります。

介護保険制度は平成12年に創設いたしまして、要介護高齢者等の増加や介護保険サービスの利用が定着してきたことなど、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しをしてまいりました。令和3年度には地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化などの措置が講じられてきました。今期計画につきましては、団塊世代が75歳以上となる令和7年、さらには高齢者人口がピークを迎える令和22年に向けて生産年齢人口が急減することを踏まえ、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上等を図るための指針が示される中、また、令和5年6月に成立しました共生社会の実現を推進するための認知症基本法の認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互の人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を推進するという目的も示されております。

本計画は、計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎えることを踏まえ、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を念頭に置きながら、これまでの取組への成果や課題の分析を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って生活を送れる社会の実現を目指し、今回の計画を策定するものでございます。

3ページ、4ページのほうをお願いいたします。

2番、計画の位置づけ、3番の計画期間になります。

高齢者福祉計画は、高齢者施策に関する計画として、老人福祉法に基づき、老人福祉計画として位置づけられまして、介護保険事業計画は、介護保険施策に関する計画として、介護保険法に基づく保険、医療、福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、今後3年間の年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込んでいます。本計画は、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの施策を一体化した計画を策定するものでございます。

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年を1期とする計画策定を義務づけられておりますので、第9期計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。

5ページのほうをお願いいたします。

4番、計画の策定体制になります。

本計画の策定に当たりましては、学識経験者、保健・医療の関係者、福祉関係者等14名を委員としたかすみがうら市高齢者福祉計画策定委員会を設置しておりまして、計画内容を審議していただき、委員会で出された意見等を参考にしながら、具体的な施策を検討・調整しております。

なお、策定過程におきまして、パブリックコメントを実施いたしまして、市民からの意見を反映させてまいるものとなっております。

7ページから29ページの間につきましては、第2章、高齢者を取り巻く現状と将来推計になります。

アンケート調査のほうを実施しまして、生活状況や健康状態等を伺うことで、介護の実態や課題、意見を把握し、策定の基礎資料としてございます。

本市の総人口の推移や高齢者人口の推移、要支援、要介護認定者の状況、アンケート調査の結果を記載してございます。

30ページのほうをお願いします。

第3章、計画の基本的な考え方の基本理念としまして、高齢者が介護や援助が必要になった場合でも、できる限り家庭や住み慣れた地域で、その人の自己努力を基本に自立した生活が営めるよう、地域、事業者、行政が一体となり支援していく地域づくりと地域共生社会の要素を含め、「安らぎとやさしさとともに支え合うまちづくり」を基本理念に掲げ、計画の推進に当たります。

31ページになります。

計画の理念を実現するため、5つの目標を設定し、事業推進を行ってまいります。

33ページになります。

日常生活圏域の設定になります。

市内の日常生活圏域を3つの中学校区に設定し、圏域別の特徴を記載してございます。

35ページから61ページにつきましては、第4章、高齢者福祉計画になります。

基本目標ごとに社会参加・生きがいつくりの支援、安心・安全な地域づくり、保健・医療・福祉事業の充実、地域支援事業の充実、認知症施策の推進、権利擁護事業の推進について目標を定めております。

62ページから89ページにつきましては、第5章、介護保険事業計画となります。

介護保険の各サービスの第8期計画実績と第9期計画見込み量及び計画の推進方法と介護給付適正化に関する計画を記載しております。

77ページをお願いします。

介護保険給付費の負担割合で、国・県・市保険料の負担割合になります。

介護保険料につきましては、介護給付費に23%を第1号被保険者、65歳以上の方が負担するものとなっております。

78ページから81ページにつきましては、第9期給付費の推計、第1号被保険者の保険料の推計額となっておりますけれども、現在、最終調整のほうを行っているものでございます。

82ページになります。

所得段階における負担割合と保険料でございますが、前日の給付金の推計と同様に、最終調整をしているものでございます。

以上が高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画になります。

パブリックコメントのほうですが、2月6日から20日のほうに実施を予定をしております、その意見のほうを踏まえまして、2月28日、第3回高齢者福祉計画の策定委員会に報告し、完了するものでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

9期目というか、令和6年、7年、8年の3か年の計画ということだと思っておりますけれども、84ページを見ると、PDCAサイクルを回していきますということなんですが、先ほど障害者計画は毎年PDCAサイクルを回して行って、年度ごとにブラッシュアップしていくというお話だったんですけれども、ちょっと具体的に書かれてないので、どういったサイクルでチェックをしながら改善につなげていくのか教えていただけますか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

計画の進捗状況等の点検というものですけれども、基本的には中に掲げている計画、事業の内容、数量とかですけれども、そこら辺を毎年度一応点検は行っております。ただ、実際にその計画に伴う大まかなところは保険料とか給付費の部分になりますので、そちらのほうは実質3年に一遍の計画の改定時ということでチェックをしているような状況となります。

○櫻井繁行委員

理解しました。策定委員会、委員さんの意見なんかもあるでしょうけれども、せっかくPDCA回すのであれば、毎年そのサイクルは回していくとか、何か少し具体的に入っているといいのかななんて思ったので、これは意見として、また策定委員会のほうでもんでいただければと思います。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そちらのほうも検討させていただきたいと思います。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○設楽健夫委員

57ページの認知症支援法の出た後の対策だというふうに思うんだけど、ここの認知症高齢者が徘徊をした場合に、早期発見できるシステムというのは何ですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

こちらのほうですと、実際は本市のほうではまだ行っているものではないですけれども、物の想定としましては、個人につけるGPSの端末のようなものがありまして、行方不明になったときに、例えば靴の中敷きにGPS端末を入れておいて、その方がどこへ行ってしまったかを、そのGPSで居場所が分かるようなシステムがあるらしいので検討をしておりました。

○設楽健夫委員

これは認知症情報の中で共生社会ということがキャッチフレーズになっていると思うけれども、実際はやっぱり認知症で徘徊、行方が分からなくなってしまった人をどういうふうに捕捉するのかというのが基本になるでしょうね。だから、そういう意味では、今カードのような形でGPSもつくられているし、市町村によってはそういうことを導入しているところも既にあるので、そういうことを含めて、認知症に対しては法律が改正されて、病気ではないという認識から、共に生きていく共生社会をつくり上げていくんだというふうに切り替わってきているから、その辺はそういう補助手段も使ってやっていくこと。何らかの形で予算化していく必要があるのかなというふうに思ったんですが、いかがですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

設楽副委員長がおっしゃいますように、認知症は病気ではない、人の症状だということでありますので、今後認知症の方も増えてくると考えられますので、それに向けて例えば徘徊だったり、または認知症の方が生きづらいようなものに対してケアできるようなシステムを検討していきたいと思っております。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の方には退席をお願いします。

暫時休憩します。 [午後 4時57分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時57分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

○設楽健夫委員

ちょっとしつこいようだけれども、事前に資料をくださいと。分厚いものについては特に分からない。その辺はよろしくお願いします。

○久松公生委員長

今の設楽副委員長の件ですが、今回のような策定案とか計画案とか、ちょっとボリュームのあるものは、事前に用意できるものは用意してもらって、事前に配付をしたいと思います。

[「お願いします」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ここでお諮りします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で文教厚生委員会を散会いたします。

長時間にわたり本当に大変ご協力いただき、ありがとうございました。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時59分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生